

平成28年2月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成28年3月7日(月)、9日(水)、10日(木)、 14日(月)、15日(火)
所属委員	〔副委員長〕 宮川政夫 〔委員〕 橋本徹 小林昭一 高野光二 古市三久 高橋秀樹 吉田栄光 神山悦子 青木稔



山田平四郎委員長

- (1) 知事提出議案：可 決…7件
[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)
- (2) 議員提出議案：可 決…4件
：修正可決…1件
：否 決…3件
[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)
- (3) 請 願：不 採 択…1件
[※請願はこちら【PDF】](#)

(3月 7日(月) 生活環境部)

神山悦子委員

生2ページ、自家消費野菜等放射能検査事業について、減額になっているが、市町村が計画して、結果的にこの形になったと思う。例えば、郡山市などは、丸ごとはいなくなるようにして配置を変えたりしているが、各市町村でそれぞれ事情が違うのか。各市町村の検査機器はどのような状況になっているのか。減額となった理由を示してほしい。

消費生活課長

自家消費野菜等放射能検査事業の減額は、委員指摘のとおり、市町村事業に対する補助額の減であるが、減額となった主な理由は、人件費が当初見込んでいたよりも減ったためである。当事業が開始された平成24年度当初は検査実績が約20万件あったが、今年度は現在10万件を切る件数に減ってきており、人件費を含めた検査機器台数の見直し等を進めている市町村も出てきているため減額となっている。なお、人件費については、例えば緊急雇用対策事業など、ほかの予算を使って人を配備している市町村も多いため減額となっている。

神山悦子委員

検査件数の減少や緊急雇用対策事業への振替もあると思うが、機器が減れば、そこに張りつく人は当然減る。国では、

モニタリングポストの集約化があったようである。5年がたって、検査機器も含め縮小する傾向なのかもしれないが、手を抜かずに検査して安心する体制が求められている。住民からすれば、新しい機器になったら検査に行こうと思っていたが、近くにあれば行くのに、新しい機器になって別のところに集約されて行きにくくなってしまったなどがある。まだだめな山菜等が出ており、漁業関係では依然としてモニタリングの検査機器が必要である。新たな開発等による検査機器の充実はもちろん必要だが、しっかりとはかつて安心できる体制を後退しないように、単なる事業費の問題にせず、市町村と相談しながら、県として指導することが求められていると思うが、どうか。

消費生活課長

本事業は、自家消費野菜ではあるが、県としても、県民の食の安全・安心につながる基本的な事業と捉えているので、今後とも、事業を減少する等の方向ではなく、必要な予算は確保していきたい。

神山悦子委員

生10ページ、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業について、生19ページにも掲載され、市町村に補助しているが、当事業の内容や目的、今年度の進捗、この1年を振り返って予算や内容面で課題があるとすれば、どのようなところかを聞く。

環境共生課長

再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業は、東北六県と仙台市、茨城県の東日本大震災の被害を受けた地域において、防災拠点となり得る施設に蓄電池や再生可能エネルギーを導入し、電気が通じなくなった場合に、避難所あるいは防災拠点として最低限の機能を維持するために実施するものである。当事業は平成24年度から始まっているが、27年度までの状況は、交付決定ベースで市町村及び県有、民間施設を合わせて335施設である。課題としては、当事業は27年度までであったので、避難指示区域等で着工できなかったところもあったが、環境省と粘り強く交渉し、5年間延長してもらったところである。

神山悦子委員

今後残るのは主に避難指示区域になるのか。

環境共生課長

今年度から来年度に繰り越して事業を実施するところもあるが、その他は基本的に避難指示区域を中心としている。

神山悦子委員

避難指示区域以外はおおむね整備されたのか。

環境共生課長

基本的に市町村の要望に基づいて予算を計上しており、おおむね終わっている。

神山悦子委員

除染対策関係が生15、20、22ページに掲載されている。主なものは市町村になると思うが、県の対策はどのような事業か。

除染対策課長

除染は、市町村の除染実施計画に基づいて実施することになっているが、県有施設については、県みずから除染することになっている。除染事業における県の対策としては、県が管理する施設や道路の除染を行っている。

神山悦子委員

先ほど市町村の仮置き場が決まらない等さまざまな課題があるとの説明があったが、そのほかにどのような課題があるのか。

また、今回は、国から来たものを改めて組み入れて、全体枠をふやすための補正と理解してよいか。

除染対策課長

課題については、仮置き場の確保のほか、例えば追加的除染や森林除染等の課題がある。

また、今回の補正は委員指摘のとおり、国の補助金を原資に基金を積み増しし、その基金を財源に市町村に交付する経費として約605億円を計上している。

神山悦子委員

市町村除染対策支援事業は説明にあった内容だと思うが、除染対策基金積立事業（福島県民健康管理基金）は、どのような仕組みになっているか。

除染対策課長

先ほど、国から補助金を受け入れると答弁したが、受け入れたものを除染対策基金に積み立てる事業である。予算は約633億円であるが、主な歳入は、国庫支出金633億2,814万9,000円、財産収入の減額5,245万2,000円、一般財源2,894万2,000円である。

神山悦子委員

今回は一旦落として、当初予算で再度枠をつくって基金で実施するのか。

除染対策課長

今回の補正は、年度内に国からの補助金を受け入れ、それを財源に市町村が平成27年度に実施する事業に対して交付するので、新年度には回さない。

神山悦子委員

住宅や森林除染をどう進めるかも含めて、除染の問題は当初予算の審査の際も出てくるので、その中で聞く。

次に、生14ページの野生動物環境被害対策推進事業について、今年度も当初予算で足りなくなっているが、この補正で市町村の要望に応えられるのか。

自然保護課長

この事業では、狩猟者が狩猟でイノシシを捕獲し、市町村が補助金を出した場合、1頭8,000円の補助を行っている。当初予算では3,000頭分の予算を計上したが、市町村に要望を聞いたところ、さらに720頭分の要望があったので、8,000円掛ける720頭で576万円を増額することとした。市町村の要望に応えられるかについては、この事業ではなく有害捕獲ではないかと思うが、12月補正で所要の補正をしたと聞いている。

神山悦子委員

昨日のNHKスペシャルの報道で、避難地域における野生動物の放射能の影響等を調査研究している専門家が出ていた。通常、イノシシは人間が住んでいるところには来ないが、この5年間は、人間が住むところで当たり前に過ごしてきたので、それが普通になっていて、人間は遠慮しなければならないとの話があった。その意味で、イノシシの生態系に基づいて計画や予算をつくらなければならないが、どうか。

自然保護課長

NHKから避難指示区域におけるイノシシの捕獲頭数について照会があったので、その頭数を報告した際、国、県、市町村でそれぞれ対策を打っているの、それも一緒に報道してほしいと依頼したが、その報道はなかったのがっかりした。帰還困難区域については、環境省が直接イノシシの捕獲を実施している。居住制限区域と避難指示解除準備区域は、県農林水産部で、直接業者に委託して捕獲しており、農林水産部が実施している以外の地域については、各市町村が農林水産部の補助金や復興庁の補助金を使って直接捕獲を行っている。

古市三久委員

捕獲したイノシシの放射能汚染の状況調査は実施していないのか。

自然保護課長

狩猟鳥獣でよく食べられるイノシシやツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ等については、県で毎年合計380頭程度を捕獲し、筋肉中の放射線濃度をはかっており、毎月その結果をホームページで公表するとともに、報道機関に知らせている。ちなみに、イノシシについては、昨年度210頭程度はかり、160頭が100Bq/kgの基準を超えた。

古市三久委員

イノシシに限らずあらゆる動植物への放射能の影響については、一般的事項の際に質問したい。

次に、生14ページ、鳥獣被害対策強化事業について、事業内容と700万円を減額した理由を尋ねる。

自然保護課長

当事業は、ツキノワグマの生息状況調査を実施する事業であるが、これまでは、例えば福島や会津の1地域ではかり、点で密度を出し生息が予想される区域を掛けて全体の生息数を出していたが、点ではだめなので、ことしは県内5地域で調査を行った。調査に当たっては、当然入札を実施するので、それによって当初予算から700万円安く契約できた。

古市三久委員

当初予算額は幾らだったのか。

自然保護課長

約4,500万円だったと記憶している。

古市三久委員

次に、生10ページの地球温暖化対策事業は、どのようなことを実施しているのか。

環境共生課長

地球温暖化対策事業については、福島議定書等の事業のほか、地球温暖化推進委員の研修事業等を実施している。

古市三久委員

当初予算額は幾らだったのか。

環境共生課長

3,697万9,000円であった。

古市三久委員

福島議定書に係る事業とは、具体的にどのようなことを実施しているのか。

環境共生課長

事業者や学校等が温暖化対策に向けて知事と約束を結び、自主的に省エネルギーや省資源に取り組むものである。

古市三久委員

効果はどのように把握しているのか。

環境共生課長

参加している事業所や学校の数と当事業により削減された二酸化炭素等の量を何世帯分といったわかりやすい形で出して、効果を測定している。

古市三久委員

学校や事業所で地球温暖化対策を実施して、具体的な数字で二酸化炭素の減少があらわれているのか。後ほど資料を提
供願う。

環境共生課長

目標については各事業者が自主的に定めることになっているため、一律ではない。

古市三久委員

県で事業者に依頼して、事業者が目標を定めて実施しているとのことであるが、県は補助金等を出しているのか。

山田平四郎委員長

先ほどの質問で、古市委員から資料の要求があったが、提出は可能か。

環境共生課長

可能である。

山田平四郎委員長

それでは後ほど提出願う。

環境共生課長

補助金は出していないが、優秀な取り組みがあった事業所や学校を表彰している。

古市三久委員

生11ページ、放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業について、約3,700万円を減額した理由を聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業では、原発事故によって放射性物質に汚染された廃棄物が発生し、放射線による健康への影響等の懸念から、住民の理解が得られず廃棄物の処理が進まない状況にあるため、周辺住民の理解促進などさまざまな施策を実施している。今回の減額で金額が大きいものは、事業所が整備するサーベイメーターや放射線モニタリングのゲート、分析器等の放射能濃度の測定器に対して補助金を出して支援するもので、2,860万5,000円を減額している。

古市三久委員

県内全体に廃棄物はあるが、この事業は県民に周知啓発するために使用されているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

汚染された廃棄物の処理を進めるためには、まずは周辺住民の理解を得る必要があることから、県では、この事業で、施設周辺のモニタリングを委託して実施している。また、市町村によっては、産業廃棄物処理施設周辺のモニタリングを実施しているところもあるので、その結果を県や町のホームページで公開し、住民の理解が得られるよう努めている。住民説明会などで、専門家を講師として招く必要がある事業者に対しても、この事業で講師を派遣し、放射性廃棄物処理の理解が進むよう努めている。

古市三久委員

つまり、この事業では、民間や公的機関の廃棄物処理施設がある地域で、放射能の影響を懸念する住民に対して啓発等をしているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘のとおり、汚染された廃棄物の処理を促進するためには、何よりも住民の安全・安心の確保が重要であるので、その確保に向けて、県として、この事業でさまざまな施策を実施している。

古市三久委員

具体的にどこにどのような費用を使っているのか。後ほど資料を提出願う。

山田平四郎委員長

今ほど要求があった資料は提出可能か。

中間貯蔵施設等対策室長

後ほど提出したい。

自然保護課長

先ほどのツキノワグマの生息状況調査の当初予算額は4,540万円である。

(3月 7日 (月) 企画調整部)

神山悦子委員

企画4ページ、地域創生・人口減少対策本部事業と地域経済分析システム普及促進事業について、両方とも県の事業だと思うが、地域経済分析システム普及促進事業には市町村も入っているのか。改めて内容を尋ねる。

復興・総合計画課長

初めに、地域創生・人口減少対策本部事業については、地方創生の推進に向けた事務局的な経費を計上したものである。

次に、地域経済分析システム普及促進事業は、国が提供する人の流れや企業間取引等のさまざまなビッグデータを見える化したシステムを学生や商工会を対象とした説明会や研修会で普及啓発する事業である。また、地域政策のアイデアコンテストも行い県内運動のようにしていく事業である。

神山悦子委員

地域経済分析システム普及促進事業は、システムそのものの経費ではなくて、普及させるための事業なのか。システムそのものは国のものを利用するだけなのか。

復興・総合計画課長

国から提供されたシステムを利用して、県民に普及啓発を図る事業である。

神山悦子委員

もともとの目的は国のほうにあると思うが、県としてはこれをどのように活用していくのか。

復興・総合計画課長

県としては、例えばこれまではいわき市に入って会津に流れていく等の感覚的な中で政策を展開してきたが、ビッグデータの活用により、実際にいわき市に何分程度滞在して、会津に行ったのかがわかるシステムなので、具体的な数値を確認しながら施策の展開を図っていく。

神山悦子委員

ビッグデータを活用して数値的に明らかにすることで、さまざまな分野に活用できると思う。企画調整部が中心になると思うが、商工サイドや観光分野でも活用すべきで、今後の活用状況も見たい。活用の仕方を誤ると大変なことになるが、今後の復興や産業、人への支援を含めて、活用できるものは活用して求められる課題を明確にしながら実施したほうがよい。

次に、企画6ページの特定原子力施設地域振興費と企画20ページの福島県特定原子力施設地域振興基金条例の関係について、福島第一原発が廃炉にされることになって、特定原子力の名称が使われ、それ以外は電源交付金の中にあるが、その違いも含めて特定原子力施設地域振興費の内容と2月補正で福島県特定原子力施設地域振興基金条例を定めることとした理由を尋ねる。

最後に、福島第二原発等の分は、県と市町村に交付されるのかも含めて、どこに計上されているのか説明願う。

エネルギー課長

特定原子力施設地域振興費は約33億円を計上しているが、委員指摘のとおり福島第一原発事故の特殊事情などに鑑みて、経済産業省から本県に交付されるものである。平成26年度までは福島原子力事故影響対策特別交付金として交付されてきたが、複数年にわたって計画的に活用するために、今回基金に関する条例を制定し、条例に基づいて管理運用を行っているものである。

また、福島第二原発等分の交付金については、県分は辞退しているので計上されていないが、立地市町村分は、市町村電源立地地域対策費に計上されている。

神山悦子委員

市町村電源立地地域対策費には、福島第二原発分も含まれているとのことだが、その額は幾らか。

エネルギー課長

全額が市町村電源立地地域対策費に計上されている。

神山悦子委員

福島第二原発関係の市町村は、どの市町村が該当するのか。

エネルギー課長

楢葉町と富岡町である。

神山悦子委員

この事業は何にでも使えるのか。何か制約があるのか。

エネルギー課長

この基金は、先ほどの福島原子力事故影響対策特別交付金の経緯があるので、それにのっとって交付していくことになるが、国からは、自由度が高い用途の交付金として交付されている。

神山悦子委員

自由度が高いことは非常によいが、県の一般会計に入って、何にでも使えるのか。

エネルギー課長

基金化して、市町村事業に対する補助や県立学校など県有施設の維持改修費等に充てることとしている。

神山悦子委員

この基金を使った事業は、県みずからが決めて、市町村にも交付し、当初予算で事業の内容が示されるのか。

エネルギー課長

市町村からの申請に基づき、県で必要性を勘案した上で採択し、示していく。

古市三久委員

企画4 ページ、地域経済分析システム普及促進事業について、分析システムは、どのようなシステムで、どこにあるのか。また、特定の人だけではなく、我々も使えるのか。

復興・総合計画課長

地域経済分析システムは、RESAS（リーサス）と呼ばれているが、国がホームページで公開しており、ソフトを入れれば、誰でも確認できるシステムである。

古市三久委員

我々がインターネットで見える場合も、ソフトがあれば閲覧できるのか。

復興・総合計画課長

情報の中身によって、行政職員のみ見ることができる部分や一般に公開される部分に分かれるが、誰でも閲覧することが可能である。

古市三久委員

システムの説明や勉強会等を実施すると思うが、資料があれば後ほど提供願う。

復興・総合計画課長

まだ手元にはないが、平成28年度から事業に取り組むので、その際に提供したい。

古市三久委員

先ほど神山委員が質疑した福島県特定原子力施設地域復興基金条例について、電源三法交付金とは全く違った交付金なのか。

エネルギー課長

交付金としては全く別のものとして位置づけられている。

神山悦子委員

企画10ページの福島県長期避難者生活拠点形成基金積立について、新しく基金に積み立てるものなのか。内容も示してほしい。

生活拠点課長

福島県長期避難者生活拠点形成基金積立約158億円については、生活拠点や復興公営住宅の整備等に要する経費を積み立てるため、既に条例化され設置されている基金に今回積み立てるものである。内容としては、整備経費の積み立てとしては、今回の積み立てで整備予定箇所の当初分は完了する。また、入居後のコミュニティーの維持形成を図るためのコミュニティ交流員の活動等に要する経費を3年にわたって行うための経費も積み立てており、建築経費の増額分等も積み立てている。

神山悦子委員

生活拠点の形成やコミュニティ交流員の関係であるが、今回の積み立てで終了すると聞こえた。意味がよくわからないので再度説明願う。

生活拠点課長

今回積み立てたのは整備計画に予定されている4,890戸の整備経費で、今後、例えば人件費や資材経費の増等があれば、その都度、所要経費を積み立てることになる。例えば、住宅が整備された団地に入居者が入って地域の人口がふえた場合の道路等の関連施設の改良経費やコミュニティ交流員の活動等に要する経費等は、今後も積み立てを行う可能性がある。

神山悦子委員

本会議の代表質問で質問した生活支援相談員や孤独死の見守り等はここには入ってこないのか。生活支援相談員との関係を含め再度答弁願う。

生活拠点課長

当部のコミュニティ交流員は、団地に入居した入居者同士や入居者と地域の関係をつくっていくスタッフである。生活支援相談員については、保健福祉部の事業として、同部の予算で計上されており、主に要支援者に対する見守りや心のケアを行っている。

神山悦子委員

企画9ページ、情報化計画推進費の1～3番の事業は、マイナンバー制度にかかわる事業なのか。
また、情報通信基盤運營業は、情報セキュリティークラウド関係とのことであるが、詳細を尋ねる。

部参事兼情報政策課長

情報化計画推進費については、県の情報通信ネットワークシステム全体の運用管理経費である。総合行政ネットワーク事業の中にはマイナンバーも含まれているが、申請・届出オンライン化事業は独自の申請システムであるため、全体がマイナンバー関係の予算ではない。

セキュリティークラウドについては、昨年度の日本年金機構の情報漏えいの問題を受けて、国で地方自治体の情報セキュリティーについて検討会を設け、その中で、マイナンバーを利用したシステムの情報漏えいを徹底して防ぐこと、今後マイナンバー関係のデータをLGWAN（総合行政ネットワーク）を使ってやりとりする中で、LGWANとインターネットを完全に分離すること、各都道府県レベルで、県と市町村のインターネットの出入り口を1カ所に集約して、セキュリティー対策を強化することの意見が述べられた。現在、各市町村や県では、直接インターネットにつないで情報をやりとりし、ウィルス対策ソフトやフィルターをかけてセキュリティーを確保しているが、今回の国の補正予算で、これを集約化して、経費の節減を図るとともに、24時間、365日、監視して異常な通信等があった際に対応できる体制を目標として、セキュリティークラウドを設置するとされた。

神山悦子委員

セキュリティークラウドは、事業者に委託して実施するのか。また、その委託費は、情報通信基盤運營業の中にどの程度入っているのか。

部参事兼情報政策課長

セキュリティークラウドの整備費は、2億9,667万9,000円である。それ以外のネットワーク全体の運用経費を年間所要見込みによって635万2,000円減額したため、その差額が議案説明資料に掲載されている2億9,032万7,000円となる。

(3月 9日 (水) 生活環境部)

橋本徹委員

部長説明要旨3ページ、中間貯蔵施設の関係で、大熊・双葉両町へ職員を駐在していることに加え、新年度から新たに10人の職員を国へ派遣するとのことだが、どのような業務を行うのか。また、国派遣後は、両町に駐在するのか。

生活環境総務課長

中間貯蔵施設の関係で、環境省へ派遣する職員の規模は、現時点で10名を予定している。業務については、国に派遣するので、詳細は国で詰めるが、中間貯蔵施設の用地取得交渉や補償契約に関する業務を想定している。勤務地については福島環境再生事務所になるので、福島市かいわき市になる。

神山悦子委員

派遣職員10名の身分はどうなるのか。

生活環境総務課長

国に派遣するので、県を一度退職し、国の職員になる。

山田平四郎委員長

神山委員に述べる。ただいまは議案に関する質疑を行っているので、それ以外については一般的事項の際に質問願う。

神山悦子委員

生2ページ、自家消費野菜等放射能検査事業について、整理予算関係議案の審査で答弁があったが、県が市町村に補助金を交付するのか。また、この予算で足りるのか。

消費生活課長

自家消費野菜等放射能検査事業については、市町村に交付金を交付し、市町村を支援する事業である。資料に掲載されている約1億8,000万円は、昨年度の当初予算約11億円から比べると大きく減っているが、国の福島再生加速化交付金を活用することとしたため、県の予算にはのってこない。これまで本事業については、消費者庁の財源や福島県民健康管理基金を主に実施してきたが、この約10億円程度の事業や財源が不透明になってきたため、復興庁と調整して、福島再生加速化交付金を活用する予定になっている。なお、福島再生加速化交付金は、中通りと浜通り地方の市町村のみが対象となっているので、両地方は、福島再生加速化交付金を活用することとし、会津地方については、これまでどおり、県の予算を使って事業を実施する予定である。

ちなみに、中通りと浜通り地方の市町村からは、福島再生加速化交付金を10億円程度活用したい旨の話が出ていると聞いているので、全体の事業規模としてはほぼ同規模になると考える。なお、交付金の手続きは市町村が直接復興庁にしますので、県の手は離れるが、県ではこれまでどおり検査件数の把握や検査員の研修会、検査場の巡回訪問等をしていくので、

全体の把握は可能と考えている。

小林昭一委員

自家消費野菜等放射能検査事業は何年程度継続しているのか。また、検査機器の所有権は市町村にあるのか。

消費生活課長

この事業は、平成24年度から実施している。機器は県や国等から貸与されている。

小林昭一委員

計量器であれば各年度にチェックしていると思う。事業開始から5年になるが、機器は更新しているのか。

消費生活課長

非常にデリケートな機器なので、機器類の真度校正は、毎年行っている。毎朝、機器が正確に作動するかを検査した上で計測している。

神山悦子委員

生4ページ、環境放射線センター校正事業は、検査機器の校正と関係があるのか。毎日見ても機器そのものが劣化すると思うが、どのようにしているのか。

環境創造センター整備推進室長

環境放射線センターで校正の対象としている機器は、県で保有しているサーベイメーターや個人線量計になる。自家消費野菜等放射能検査事業の検査装置とは対象が異なる。

神山悦子委員

自家消費野菜等放射能検査では、検査機器を市町村に貸与しているとのことであるが、検査機器そのものの検査体制はないのか。校正等も含めた費用を市町村に補助しているのか。

消費生活課長

予算の中に機器の真度校正費が入っている。

吉田栄光委員

本会議の代表、追加代表、一般質問でさまざまなやりとりがあったが、イノシシ対策は非常に大切である。マスコミ等から報道があったので、県民が感傷的になって、我々もどうするのかと言われている。避難している中で、野生のイノシシが生活圏に入り込み、住みやすい環境になって、繁殖してふえていると思う。震災から5年が経過し、現在の予算やイノシシ対策で賄うことができるのか、原点に戻らなければならない。

現在の考え方でイノシシ対策ができないのであれば、当然新たな考え方を出すべきである。新たな考え方によってかかる費用は、東京電力（株）の事故に起因するものであれば、当然、東京電力（株）や国に求償すべきである。狩猟に携わる方が少なくなってきて、1頭当たり幾らの金を出して、とって運んで焼却炉へ持っていくことで、果たして減っていくのか。ALSOK（アルソック）などの企業に対策に当たらせる等の話も出てきている。震災から5年が経過したので、東京電力（株）に求償すべきものなのか、国の予算なのか、県単なのか、そして全体として、現在のイノシシ対策で効果

があるのかを検証して、県が新たに主体的な考え方を示した上で予算化し事業を進めるべきである。

本日の説明では、これまでのものを踏襲して進めると受けとめたが、今の状況をしっかり受けとめて、国や東京電力(株)に問題があるのであれば、東京電力(株)や経済産業省と協議すべきである。とるだけとって運んでも、焼却炉がなくて燃やせない状況では、イノシシの捕獲は依頼できない。震災から5年が経過し6年目の復興・創生期間に入らる中で、イノシシ等の鳥獣対策では、焼却などの後始末を考えたスキームや政策を出さなければならないと思うが、どうか。

自然保護課長

初めに、イノシシがふえていることについては、原発事故も一つの要因であると考えている。IAEAとの協力プロジェクトでは、避難によって人の活動がなくなり、農業も行われなくなったので、人のいないところにまで行動圏が広がり、耕作放棄地のさまざまなものを食べていることがわかっている。

次に、イノシシの捕獲に関する財源については、福島県民健康管理基金や指定管理鳥獣捕獲の補助金及び交付金、あるいは福島県原子力災害等復興基金を使用している。イノシシの捕獲費用の2分の1、処分経費の全額を東京電力(株)に求償できる通知が来ているが、国から交付された補助金等を除き県が負担した費用を求償できる仕組みになっていて、今のところ全て国の財源を使用しているので、東京電力(株)に求償せずにイノシシ対策を実施している。

また、狩猟者が少なくなっているのも、ことしからできた認定事業者の制度により、ALSOKなどの事業者が全国的に30~40程度できている。現在は、県の猟友会に依頼することが妥当だと考えているが、数が減っているのも、全体を見渡しなが、最もよい方法を検討していきたい。

なお、焼却場については、相馬市や新地町で国の交付金を使って、鳥獣専用の焼却炉を整備しているが、とったところに近い場所に埋設、あるいはできるだけ近くの焼却場に持っていくことが妥当なので、避難指示区域以外の区域については、地域の実情に応じて埋設か焼却してもらっている。避難指示区域については、環境省が、平成28年度予算で一時埋設されたイノシシの処理方策を検討しているのも、同省の取り組みを見ながら、関係部局と一緒に検討していきたい。

吉田栄光委員

イノシシの生態についてではなく、現在の考え方で賄うことができるのかと聞いている。震災から5年が経過して、原発事故の背景がある地域とそれ以外の地域に分かれるが、県民からはイノシシ対策は喫緊の課題であるとの話が上がっている。現在の環境でよいとするのであれば、県民が求めるイノシシ対策は不可能である。現状のやり方や考え方でだめならば、議会として、国に予算や新たな仕組みを求めなければならない。再度答弁を求める。

自然保護課長

担当課長としては、現在実施しているイノシシ対策でよいと考えている。平成26年度にイノシシ管理計画を策定したが、計画では、6年度以降、イノシシがふえて、5万頭弱のイノシシが県内にいると想定している。その数を減らすためには、年間約1万7,000~1万8,000頭のイノシシを捕獲する必要があるのも、これまでは有害捕獲を基本に狩猟者の捕獲と2本立てでやってきたが、国の制度が変わって、国や県がイノシシを直接捕獲できる制度ができたのも、その制度も取り入れて、全体で有害捕獲、狩猟、指定管理鳥獣捕獲の三位一体で年間約1万7,000~1万8,000頭を捕獲する対策を立て、今年度は2月末時点で約1万2,000頭を捕獲している。そのほかに、指定管理鳥獣においては、1,600人で箱わな620基、くくりわな4,200基を各エリアに設置して、懸命に捕獲しているのも、国の制度改正等に機敏に反応して、やれるところはやってきている。捕獲と被害防除、生息環境管理の三つを一体として実施することが重要なので、これまででも力を入れてきたが、今後も農林水産部と連携していけば、イノシシ管理計画の目標は達成できると考えている。

吉田栄光委員

大変苦勞していると受けとめたが、避難指示区域も現状で問題はないのか。

自然保護課長

帰還困難区域は環境省が、居住制限区域と避難指示解除準備区域は県の農林水産部または関係市町村が捕獲を実施している。立ち入りできるエリアや時間等、さまざまな制限はあるが、できることは実施している。

吉田栄光委員

帰還困難区域の取り扱いや考え方は理解している。帰還困難区域も他の区域と同様に個人の屋敷を含めて、農地や田畑が荒らされている。帰還困難区域は国の管轄といったことではなく、イノシシに向き合っていく県の主体的な考え方や政策、事業を聞いている。予算が足りなければ議会として頑張ると言っている。現状で問題がないと言われれば難しいが、休憩後、改めて答弁を求める。

生活環境部長

イノシシ対策は、避難指示区域に限らず県全体の大きな問題である。昨年、イノシシの管理計画を策定し、国、市町村、猟友会等と連携しながら、捕獲の強化に取り組んでいる。また、今年度からは、特に、県の直接捕獲で積極的に捕獲の強化に努めているが、これらの取り組みを引き続き進め、管理計画に基づいて取り組みを強化していきたい。イノシシ対策については、非常に大きな課題であるので、現状を十分に把握し、常に追加対策や制度上必要なものはないかといった視点を持ちながら、各委員の指導を得て、しっかりと対策を進めていく。

吉田栄光委員

イノシシ対策については、今日までさまざまな議論がされてきて、県当局に対して質問等を行ってきた中で、新たな試みを実施すると聞いている。現状に甘んじることなく、積極的かつ総合的な判断をし、県が主体的に県民に伝え対策を講じていく必要がある。議会としても、その都度発生する新たな課題に対応していくので、県当局も対応願う。

神山悦子委員

吉田栄光委員のイノシシ対策に関連して、整理予算関係議案の審査の際に話したNHKスペシャルで、人がいない地域に新しく生まれたイノシシはそこに住むことが当たり前になっていて、この5年間で実態は全く変わったとの報道があった。一定量を捕獲すればよいのではなく、生態系を調べて、避難指示区域の実態も見た上で、計画と予算を示していく必要がある。

全国で行われているイノシシ対策だけでは、イタチごっこのようになるので、ほかの都道府県とは全く違うことを加味しなければ、対応が後手に回るおそれがある。今後の計画を聞いても、これで大丈夫かと思うので、実態を捉えた対策にしなければならない。予算が足りなければ、補正をして実施しなければおくれをとると思うが、どうか。

自然保護課長

先ほど答弁したように、避難指示区域におけるイノシシの捕獲は、国と県農林水産部、市町村が連携して対応している。委員指摘のとおり、人がいなくなつて、イノシシの生態が変わってきているので、現在、当部ではIAEAとの協力プロジェクトの中で野生動物の放射性核種の動態調査を実施し、イノシシの行動圏を調査している。調査の実績も踏まえ、不断の見直しを行いながら、関係機関と連携して事業を実施していきたい。

神山悦子委員

生10ページのPCB廃棄物処理事業の関係については、これまでも行われてきたと思うが、新年度はどのような目的で実施し、また、今後も続くのか。

産業廃棄物課長

PCB対策関係については、PCB特別措置法の改正が閣議決定され、今国会に改正法が提案されている。特措法は、保管事業者に保管方法や処理責任を求めたものであるが、いまだに使用している電気事業者がいる中で、従来の法令には使用者に対する縛りがなかったため、今回の改正では、使用者に対しても期限までに確実に処理を求めるとともに、都道府県知事の権限を強めて改善命令や代執行ができる内容となった。

また、特措法では、遅くとも平成39年3月までに、全てのPCB廃棄物をなくすことになっている。本県では、全国に5カ所あるJESCO（中間貯蔵・環境安全事業（株））の広域処理施設のうち、北海道事業所を活用して処理しているが、処理期限は事業所ごとに若干異なっているため、トランスやコンデンサーは、35年3月まで、蛍光灯等に使用される安定器については、36年3月までに確実に処理しなければならないことになっている。現在把握しているもの以外にも、事業者が持っていること自体を自覚しておらず、新たに判明することもあるので、今年度予算では、県内の電気関係事業所にアンケート調査を実施した。

来年度以降はその結果も踏まえ、県内の全事業者を訪問等して、廃棄物の有無をつかみ、期限までに確実に廃棄処理するため、新年度には新たに嘱託員4名をPCB処理促進員として雇用し、県北、県中、会津、相双の各振興局に配置する。県南と南会津は、業務量の関係で会津の嘱託員が南会津を県中の嘱託員が県南をカバーする体制で、ローラー作戦を展開して廃棄物の処理に努めていく。

神山悦子委員

4名で周知を徹底することは大変だと思うが、実施してみて、さらに人数が必要であれば、今後そのあたりも検討しなければならない。周知徹底も含め、しっかりと実施してほしいので、よろしく願う。

次に、男女共同参画の関係について、本県はさまざまな男女共同参画の取り組みをしてきたと思うが、政府は女性の活躍に光を当てるとしている。今回の予算では、具体的に何をやろうとしているのか。

男女共生課長

女性が活躍するためには環境整備が非常に重要であるので、男女共生課だけではなく、庁内を挙げて取り組みを進めている。当課では、平成26年度から重点事業として進めている女性活躍促進事業を主に予算を計上しているが、今年度は、経済団体等とネットワークを構築し、知事フォーラムの開催やさまざまな情報の一元化、ポータルサイトによる情報発信を実施した。

さらに、来年度は、さまざまな団体とのネットワークや幅広い分野で女性の活躍を促進できる連携体制を構築し、2月1日に開設したポータルサイトに順次新たな情報を追加して、情報発信を強化していく考えである。そのほかに、ワーク・ライフ・バランス事業やイクボスの普及啓発は商工労働部の雇用労政課で、女性の起業については産業創出課で、農林分野の女性の活躍は農林水産部で予算を立てて取り組んでいるため、庁内を挙げて勉強しながら取り組みを進めたい。

神山悦子委員

男女共生課が事務局的な役割をして、県庁各部で女性が活躍できる事業を展開していることは理解した。女性の活躍は、働きながら子育てや介護ができる環境をどのように支援していくのが問われる。雇用や農業、中小企業分野への支援も含め、それらの環境をつくることで促進できることもあるので、男女共生課でさまざまな展開が見える形にしてほしい。

生6ページのさまざまな生活交通対策について、阿武隈急行線運営対策費は、大規模修繕に係る経費とのことであるが、震災によるものなのか。あるいは老朽化によるものなのか。

生活交通課長

阿武隈急行緊急保全整備事業等補助金については、阿武隈急行の施設や設備、あるいは車両保安上の安全対策のために、計画的に修繕するものである。国庫補助を活用しながら本県と宮城県、地元市町村が負担し、本県の補助分が2,055万8,000円で、今年度は、電気設備やトンネルの修繕、枕木の交換等に係る事業費を計上している。

神山悦子委員

只見線は豪雨災害で大変な状況になったが、現在はどのような状況になっているのか。また、来年度は具体的に何をやっていくのか。

生活交通課長

只見線については、平成23年の豪雨災害以降、会津川口駅と只見駅間約20数kmが不通の状態、JRからは具体的な復旧方法は示されていない。県では、復旧・復興を要望、協議しながら今日に至っているが、復旧費用や利活用状況が課題となっている。

今回、生6ページ、只見線活用による奥会津振興事業において3,098万2,000円を計上したが、只見線を中心とした奥会津地域を訪れてもらい、只見線のよさを広めてもらうためのモニターツアーを計画している。26～28年にかけて、首都圏を中心に訪れてもらい、車窓からの眺めや風景、伝統文化、イベントに触れながら、ロコミで広めてもらうこととしており、来年度は大幅に拡大し、28年度の大きな事業に位置づけて取り組むこととしている。

神山悦子委員

JRからは只見線の復旧方法が示されていないとのことであるが、高校生の通学や通勤等で困っていると思う。訪れてもらい利活用を図ると同時に、沿線利用者に対して支援すべきと思うが、当初予算で計上された事業には、代行バス事業などの支援策は入っているのか。

生活交通課長

只見線の利活用については、県のみならず、会津地域17町村や特に沿線7町村と連携して取り組んでおり、町が独自に体験学習や県外を初め地域外の方を対象としたモニターツアー等を実施している。乗り継ぎが不便で大量送客ができない等の支障はあるが、JRでは代行バスを運行し生活路線を確保している。生活交通事業には、乗車に関する具体的な支援は入っていない。

神山悦子委員

代行バス事業はJRが負担しているのか。

生活交通課長

JRが全額負担し運行している。

神山悦子委員

生6ページ、市町村生活交通対策のための補助には、市町村のデマンド型タクシーの運行事業等も入っているとの説明

があった。法律が変わったのかわからないが、二つの市町村にまたがる幹線バスには費用を出す、単独自治体で完結する場合はだめとの話である。私が住んでいるところは、小野町と郡山市をまたぐので、幹線バスはなくなるが、郡山市がデマンド型タクシーをやろうとしても、バス路線をなくすことが前提だと聞いている。幹線バスがなくなれば、デマンド型タクシーになると聞いたが、組み合わせることは、法律上難しいのか。高齢者が多い地域の足を守る点で、要望があって市町村も考えていると思うが、どうか。

生活交通課長

幹線バスと地域のデマンド交通等について、生活路線バス運行維持のための補助約4億5,700万円は、委員指摘のとおり幹線系バスの補助金である。補助幹線バスと言われているが、複数の市町村をまたぐ場合には国の補助制度があり、国と県で補助している。市町村生活交通対策のための補助は、県単補助事業で、市町村が直営やバス会社に委託してデマンド型タクシーを運行する事業である。県で補助要綱をつくり、財政力指数や過疎の有無等によって補助率を定めているが、幹線系が通っているため対象にならないといった規定はない。

神山悦子委員

県単事業であれば、地元市町村と協議しながら県が考えていけばよい。地方創生やこれから被災地に戻る人たちの足を確保しなければならない。同じ問題はどこでも起きると思うが、県の事業で救えるのであれば、そこに住み続けることができる。さまざまな意味で、大事な事業だと思うので、目配りをして、市町村の相談に乗りながら推進してほしい。

次に、被災地域生活交通支援事業について、予算額は900万円程度であるが、どのような事業か。

生活交通課長

原子力災害による避難区域12市町村の帰還が進み、生活する上で公共交通がないことが一つの課題になっているため、当事業は、有識者会議の提案を受けて、平成28年度から実施する事業である。市町村の面整備は各市町村が計画するが、市町村をまたぐ公共交通として、避難区域12市町村の病院、高校等の各拠点を結ぶ合理的な路線を計画するため、有識者による協議会の運営経費と調査委託経費を計上している。これまで準備会等は実施してきたが、これから検討していく事業である。

神山悦子委員

生活路線バス運行維持のための補助のように複数市町村にまたがるといった縛りを設けず、被災地住民の足を守る点で、柔軟にすべきではないか。市町村をまたいで拠点を結ばないといけないのか。

生活交通課長

国土交通省の補助要件にのっとって進める方針のため、この形になっている。当課としては、市町村が行う生活上必要な公共交通の面整備等については、本来業務であるため、協議や相談、制度の紹介、計画策定時に意見する等、積極的にかかわっていきたい。

古市三久委員

生活環境部は予算総額が約4,749億円で、そのうち除染推進費が約4,584億円となっている。除染関連経費を差し引いた生活環境部の予算は、約150億円程度となるのか。

生活環境総務課長

委員指摘のとおり、平成28年予算においては、除染関連経費を差し引くと約150億円となる。

古市三久委員

膨大な予算が除染に使われていると感じたので確認した。

次に、PCB廃棄物の処理について、PCB廃棄物をなくすためにこれまで取り組んできたが、今回のこの制度は、処理を促進するためにつくられたのか。あるいは問題があって処理が進まないで、国で法律をつくって実施することになったのか。

産業廃棄物課長

PCB廃棄物の問題は非常に歴史が古く、昭和40年代に食料にPCBが混入して食中毒となったカネミ油症事件が発生し、47年にはPCBの製造等が禁止された。その後、民間ベースで処理を進めるため、国が動いたが、有害物質を処理する施設のため、受け入れる地域がなく、民間ベースで処理ができなかった経緯があった。平成13年にはPCB特別措置法が策定され、JESCO（中間貯蔵・環境安全事業（株））に処理させる枠組みができ、20年ごろから処理が始まったので、問題の歴史は非常に古いですが、処理ができるようになったのはそのころからとなっている。

また、国は、POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）と言われる国際条約に批准しており、37年までの使用全廃と40年までの適正処分を約束したため、39年3月までに処理を終えなければならない状況となっている。

古市三久委員

処理費用はどこが負担するのか。

産業廃棄物課長

法令によって、基本的には保管事業者が処理費用を負担する枠組みになっている。非常に高額で、JESCOの料金表では、重量のランクによるが3万円/kg等となっており、トランスやコンデンサーなどの大型のものは数百kg単位なので、数百万円単位で費用がかかる。一方で、中小企業者と個人に対しては助成制度があるため、国が設けた基金から、中小企業者には7割、個人に対しては95%が助成される。

古市三久委員

いずれにしても国が助成して処理していることを理解した。

次に、環境創造センターの運営費等は復興関連の基金で賄っていると思うが、未来永劫ではないと思う。国から補助があるのかわからないが、国から支援がなければ県で出すことになる。原子力災害が原因で本県復興のために建設されるところだが、運営費等の財源は全て国が負担するのか。

環境創造センター整備推進室長

環境創造センターは、基本的に国の補助金をベースに設置した194億円の基金で整備、運営することとなっており、平成28年度の執行後の残高は、約63億円を見込んでいる。国からは、34年度までの運営費を含めて補助金が交付されているが、話し合いの結果、本県の環境が回復するまで国が補助金を交付する考えが示されている。将来的にどの時点で本県の環境が回復するのかにも関係するが、引き続き、国に対して財源を要望していく。

古市三久委員

63億円残るとのことだが、年間の運営費を考慮すると何年程度になるのか。

環境創造センター整備推進室長

平成28年度の運営費は、年間約7億6,000万円である。このペースで運営費を使った場合、平成34年時点では、約9億円残る見込みである。機器の整備費も基金から支出するので、例えば、5年や10年経過時には機器の更新が必要になり、展示品のリニューアルも必要になる。総合的に考えながら、効率的に活用していきたい。

古市三久委員

63億円では足りないのか。

環境創造センター整備推進室長

現在のシミュレーションでは、基金の残高で間に合うように運営する方針である。国に対しては、人件費の高騰や消費税の5%から8%への増税もあったので、以前から追加の支援を要望している。引き続き、将来的に財源が確保できるように取り組んでいきたい。

古市三久委員

環境創造センターは、原子力発電所の事故がなければつくる必要がなかったもので、国または東京電力（株）の責任である。両者からもらうか、全て国に負担してもらうかしなければ、県民の生活を犠牲にして運営費を賄うことになる。63億円が残るとのことであるが、本県の環境がいつ回復するのかわからない中で、将来にわたって、毎年7億円の運営費を国から手当てさせる仕組みをつくらなければ、何年か先には、本県の負担になって、重荷となる可能性がある。そうならないように、国に求めてほしいが、どうか。

環境創造センター整備推進室長

これまでも要望してきたが、引き続き、国に対して財源を要望し対応できるように努めていく。

神山悦子委員

環境創造センターでは、さまざまな環境の専門家が本県の環境をどのようにもとに戻していくのかも含め実態を調べ、来館者等に周知していくと思うが、今後、研究員がどの程度必要になるのか等、中身がわからない。財源も心配だが、中身も心配である。財源は国に求めるべきであるが、中身は、県で考えなければならない。これだけ支所を設けて広がっているのに、野生鳥獣や人間が暮らすための環境をつくる基本となる場所として、有効に活用しなければならない。平成28年度はどこまで実施し、どのような計画で行うのか。

環境創造センター整備推進室長

環境創造センターの業務は、昨年、国立環境研究所、JAEAとの間で締結した中長期取組方針に基づいて、取り組むことになっている。研究は以前からやっているが、県内環境の状況を発信する等の情報発信や教育・研修・交流の役割があり、7月には交流棟が開館する。小学校の間に1度は環境創造センターの交流棟に来て、本県の環境や放射線に関して学習してもらうことを考えており、平成28年度は、一学年を対象として、当施設までの交通費を全ての小学校に支援する予算を盛り込んでいる。また、本県の環境に関する将来の研究者を育てるため、高校の理科系クラブと連携し、センターの研究者が高校を訪問したり、高校生がセンターや国立環境研究所、JAEAの研究所を訪問する仕組みもつくっていき

たい。来年度は、一般県民に取組内容が見えるようになると考える。

神山悦子委員

小学生から高校生に見方も含めて実態を教える目的があると思うが、来ることが目的ではなく、県が何を発信するのが問われている。事業内容が、具体的にになったら示してほしい。また、それなりの機関から研究者が来て情報を発信するのであれば、県も研究内容等を主体的に把握しないと任せきりになってしまうので、随時示してほしい。意見を聞きながら、よいものにしてほしいと思うので、今後の進め方として意見する。

高野光二委員

部長から中間貯蔵施設の関係で環境省に職員を派遣するとの説明があった。生の2ページ、職員69人で5億4,695万7,000円、災害派遣職員等受入経費として、約1億500万円が計上されているが、本県で受け入れている職員数と主にどこから来ているのか尋ねる。

生活環境総務課長

当部の受け入れ職員は2種類あり、1つは、他の都道府県から派遣されている自治法派遣職員で、もう1つは、民間企業に籍を置いたまま派遣してもらっている職員である。平成28年度は、自治法派遣で8名の派遣を受ける予定で進めており、県全体では約170名を超えると聞いている。民間企業からの派遣は、環境創造センターの関係で、専門機関から3名の職員を派遣してもらい予定で最終調整を進めている。

高野光二委員

都道府県から派遣される職員の多くは一般事務職員で、民間企業から派遣される職員は、環境創造センターの専門職と理解した。基本的に必要な人間を受け入れることが原則ではないかと思うが、どうか。

生活環境総務課長

平成28年度に受け入れる自治法派遣の職員は、化学の専門職員7名、事務職員1名で調整している。なお、民間企業からの派遣職員は専門職員である。

高野光二委員

生10ページの産業廃棄物対策費について、明日の一般的事項にかかわる部分もあるので、本日質疑する。まだ決定ではないが、最近、8,000Bq/kg以下の除染廃棄物は一般廃棄物として処分するとの報道があった。仮置き場や仮々置き場に貯蔵したものは、全て中間貯蔵施設に運ばれると記憶しているが、非常に大きくかじを切りつつあると思ったので、それを想定した予算があれば説明願う。

中間貯蔵施設等対策室長

テレビ等で報道されているのは、除染廃棄物ではなく、8,000Bq/kgを超える焼却廃棄物や下水、汚泥、稲わら等の指定廃棄物のことだと思う。指定廃棄物は、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰や飛灰等が指定されており、8,000Bq/kg以下のものについては、一般の処分場で処分することが可能となっている。放射性物質は自然減衰するので、国では8,000Bq/kg以下になったものの指定解除を検討していると聞いているが、8,000Bq/kg以下の処理が進まない状況があるので、生11ページ、放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業でさまざまな施策を講じている。

高野光二委員

基本的な考え方はわかっているが、除染廃棄物も同様の扱いになる可能性があるので聞いた。幅広い議論になるので、あとは一般的事項の際に質問する。

次に、生11ページ、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金の50億円については、地権者対策として大熊、双葉両町に交付するとの説明があった。地域振興費として交付されると思うが、両町では地権者にどのように交付するのか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設立地町地域振興交付金については、両町に、地権者支援を初め地域振興事業の財源として交付している。市町村で基金を設置して、中間貯蔵に関する地権者支援給付事業を実施し、用地交渉の際に、原発事故発生前後の契約時点における原発事故に伴う補償額相当を給付している。

高野光二委員

地上権の設定や用地の売却に当たり、地権者との間で価格が折り合わないとの話も聞いている。地権者支援給付金は、国の買取価格で地権者が折り合わない場合に、かさ上げするために給付するものなのか。

中間貯蔵施設等対策室長

原発事故によって土地の評価額が低下したので、地権者の生活に支障が生じないように交付している。原発事故発生前後の補償額の差額相当額を給付しており、交渉によって額を設定しているのではない。あくまで評価額の差額の支援である。

高野光二委員

避難地域のそれぞれの地域では、行政法に従って、実際に下がった固定資産評価額で買取価格が設定されていると思う。それをもとの価格に戻すことは、行政法から外れるので、法律上できないと思うが、それは可能なのか。

次長（環境保全担当）

県では、町が行う地権者支援事業や地域振興事業に幅広く対応できる財源とするため、独自に交付金を措置し、町は、それを活用して、先ほど説明した地権者支援事業を行っている。行政的に評価した土地の評価額をかさ上げできるのかとの質問については、国では公共事業で用地を取得する際に、各用地の評価額を決めて、それに基づいて売買する取り扱いにしているが、原発事故で、評価額が低減し、地権者が低減された評価額で補償を受けることとなると理解が進まず、地権者の生活再建に支障が生じるので、町ではこの交付金を活用し、行政的な評価によってではなく支援事業として、減額になった部分を支援している。

高野光二委員

県とすれば、交付金なので、地権者を支援する名目で町が判断して出すことはよいと思うが、買取額に用地交渉額がプラスされ、結果的に、土地の価格に上乘せをして、地権者に渡すことには変わりはない。例えば、当初は1,500円で、原発事故で避難区域に設定され、500円下がって、国は1,000円でしか買わないので、そのマイナス500円分を交付金で自治体に交付し、最終的には、地権者の望む1,500円で折り合うが、法的に適切なのか。大変なことになる可能性があるのではないと思うが、どうか。

次長（環境保全担当）

用地買収で、国は、評価額に基づいて契約をしており、原発事故によって軽減していれば、軽減された評価額に基づいて補償をしているので、国としては、法律上問題は無い。また、町としても、その補償では、地権者の生活再建に支障があると判断して、補償とは別に地権者の生活再建を支援する観点で助成金を支給しているので、法律上問題は無い。

古市三久委員

中間貯蔵施設立地町地域振興交付金は、何年程度続けるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

平成26～28年度の3年で両町合計で150億円交付することとしている。

古市三久委員

土地の価格が下がったのは、原子力発電所の事故によるもので、社会情勢や地権者が悪いわけではない。地権者は原発事故前の価格で買うように要望し、県や町も、当然そのように要望すべきである。原発事故によって下がった評価額で買収する国のやり方は、双葉郡の住民を無視したやり方である。原子力発電所を建設するときにも、そのやり方でやって、事故が起きた後も同じやり方をして、県もそれを認めている。地価が下がって仕方がないので、何年か前に、地元で150億円の交付金を配り、地元市町村はそれに基づいて、安くなった分を補填することが決まった。

双葉郡の住民が損する評価をしたことに対して町や県は反論しないと、泣くのは双葉郡の住民である。今後明らかになると思うが、東京電力（株）や国が津波対策やさまざまな問題に対応してこなかったことが原因で、何も知らない住民が、ある日突然、原発事故に見舞われた。そして、事故が起きて地価が下がったので、国は安く買うと言っている。極めて理不尽で、住民不在のやり方であると強く意見する。

吉田栄光委員

この件については、以前に、土地の評価を含めて一定の考え方で賠償されている部分がある。東京電力（株）の賠償と今回の土地収用、そして、町の支援については、さまざまな経過の中で整理すべきであるので、一般的事項として整理するよう委員長に調整願う。

山田平四郎委員長

それでは、この件については、一般的事項として整理したい。

高野光二委員

イノシシを含めた有害鳥獣対策については、法律が改正され、国と県で直接捕獲ができるようになったことは大きな前進である。私の地元ではイノシシの処分に大変困っているが、環境省に問い合わせたところ、丸ごとではなくカットすれば仮設焼却施設で処分できるようになってきた。その意味で、自治体は新地町や相馬市のように、福島再生加速化交付金を活用して独自に鳥獣専用の焼却施設を持つ方向や仮設焼却施設で処分する方向をあわせて実施していく必要があると思う。捕獲する人からは、捕獲した後にカットして持ち出すことは大変で、車で運ぶ場合もユニック車等でなければ積みにくく、ユニック車等が入らない場所では、その場に埋め込まなければならないので、飲み水や環境に問題がある等の話があった。

それらを含めて、県は対応の仕方を整理して指導すべきである。明日の一般的事項で質問したほうがよければ委員長に整理願うが、可能であれば答弁願う。

自然保護課長

イノシシの処理の仕方については、鳥獣保護管理法と廃棄物処理法の2つの法律が関係しており、鳥獣法では、持ち帰るか埋設することになっている。現在、本県では持ち帰って食べることができないため、持ち帰った場合は、焼却するか埋設することになるが、地域の実態に応じて選択するよう指導している。さまざまなところからカットや掘る作業が大変との話を聞くので、市町村が狩猟者に補助金を交付した場合、県からその市町村に対して補助金を出しているが、平成28年度は増額する予定である。

指定管理鳥獣捕獲事業についても、それらの経費を見込んで、27年度の当初予算と26年度の補正予算を合わせて約5,000頭分で約1億2,000万円の予算を計上したが、28年度については、約1億5,000万円の予算を計上している。

山田平四郎委員長

本日は、当初予算関係議案の審査を行う日であるため、高野委員の質疑は、野生生物管理費に処分に関する予算が入っているかとの趣旨であると理解したが、その理解でよいか。

自然保護課長

処分に関する予算も入っている。

高野光二委員

委員長の整理に感謝する。環境省の対応等については明日の一般的事項で質問する。

ただいま課長から説明があったように、捕獲後に、持ち帰るか埋設することになれば、予算の中に含まれていると思うが、焼却は別な議論になると思う。自治体の要望で持ち込めるスキームができて、実際に焼却できるのが環境省の見解であるので、情報を共有し、指導する必要があると思うので、意見する。

小林昭一委員

部長から、省エネルギーの推進として、地域の省エネ意識の醸成に取り組むとの説明があったが、生9ページ、ふくしま省エネ促進総合モデル事業と、生10ページ、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業について、詳細を尋ねる。

環境共生課長

ふくしま省エネ促進総合モデル事業については、二つの柱から成り立っている。

一つは、企業や市町村立学校の照明等の高効率化を通じて、直接的にエネルギーを削減するとともに従業員や生徒がその成果を家庭に持ち帰ることで、地域の省エネ意識の向上を図るものである。

もう一つは、就学前児童から高校生までを対象に幅広く啓発するもので、就学前児童には、幼稚園や保育園の七夕行事で環境に対する願い事をし、小中学生には、みどりのカーテンを実施してほしいと考えている。また、小学校から高校を通して、エコライフの絵はがきコンテストを行いたい。なお、高校生には、エコ活動の実践プロジェクトとして、エコ活動を行う高校生の団体に補助したい。

次に、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業については、整理予算関係議案の審査の際に説明したとおり、防災拠点となり得る市町村の施設に対して太陽光等の再生可能エネルギーを導入するものである。来年度は、期間延長分も含め、18施設に補助する予定である。

宮川政夫副委員長

生10ページの浄化槽整備事業は、単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえる際の補助との説明であったが、新築で初めて合併浄化槽を入れる場合は補助しないと聞いている。国では引き続き補助していると聞いているが、間違いはないか。市町村設置型には、県で補助していると思うが、今後、市町村設置型を推進していくために、あえて個人型には補助せず、市町村設置型に対して補助することとしているのか。

一般廃棄物課長

浄化槽には個人設置型と市町村整備型の2種類がある。単独処理浄化槽やくみ取り便槽は生活環境や水質保全の観点から問題があるため、合併浄化槽への転換に特化して補助しており、現在、新築については、合併処理浄化槽のみ設置することになっているため、平成21年から新築への補助をやめて転換のみ補助している。

ただし、市町村整備型については、市町村で面的に整備し維持管理する観点から、新築の場合も下水道のような形で認めている。

宮川政夫副委員長

下水道が完備されているところは問題ないが、中山間地域はこれから合併処理浄化槽を入れていかなければならない状況である。市町村設置型を推進している市町村ならばよいが、そうでない市町村では個人が負担しなければならない。その意味で、平等性がないのではないかと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

県の合併処理浄化槽協議会からも、県の新築補助を復活する要望が出ているが、今のところ、合併処理浄化槽への転換を図ることに特化している。

高橋秀樹委員

生6ページ、生活路線バス運行維持のための補助について、先ほどの質問で車両の購入についても触れていた。車両の購入は、事業者から自治体に申請があって、一定割合を負担すると思うが、台数や更新する場所等、予算の中身を聞く。

生活交通課長

バス事業の車両助成については、震災特例による国の補助事業で、平成27年までは、津波で流された場合に購入した分を直接補助する制度があったが、28年度からは、バスを購入した際の減価償却等を補填する考え方になっている。件数については調べるので時間が欲しい。

高橋秀樹委員

件数については、後ほど資料を提出願う。

山田平四郎委員長

ただいまの高橋委員から要求があった資料は提出可能か。

生活交通課長

可能である。

高橋秀樹委員

次に、市町村生活交通対策のための補助には、デマンド型乗り合いタクシーも含まれているが、震災以前は、デマンド型乗り合いタクシーを推進するか否かでさまざまあったと記憶している。市町村は頑張っていると思うが、予算の中身と導入している市町村数、今後の推進のあり方を尋ねる。

生活交通課長

市町村が実施するデマンド型タクシー等については、市町村の実態に応じて、最もふさわしいと考えた内容で一定の計画を出してもらうが、基本的に市町村の考えを優先して、県で助成している。

高橋秀樹委員

その場合、市町村から計画が出されれば全て出すことになってしまうが、具体的な方向性も含めて県の考え方やあり方を尋ねる。

生活交通課長

この事業では、バス運行に要する経費を全額補助するのではなく、財政力指数や過疎地域指定の有無等によって、最大3分の2から12分の1で補助している。市町村も負担があるので、検討しなければならない。

高橋秀樹委員

今回の予算には、補助率3分の2から12分の1が混在していると理解してよいか。

生活交通課長

そのとおりである。

高野光二委員

生7ページ、運輸事業振興助成交付金、予算額約5億2,600万円について、バス協会への補助や停留所の設置経費とのことであるが、金額が大きいのので、詳細を説明願う。

また、大気環境監視施設整備事業には、約1,700万円の予算が計上されているが、電源立地促進費であるので、原発関連のモニタリングあるいは水力発電も含めた県内全体の環境整備になるのか。

生活交通課長

運輸事業振興助成交付金については、バス協会やトラック協会がディーゼル車の燃料で負担している軽油引取税の一定割合で、両協会が実施する事業に助成する制度である。計画に基づき、バス協会に対しては、停留所の施設整備や従業員の健康診断、福利厚生事業に充てられ、トラック協会も同様に、休憩施設の整備や健康管理事業、ドライブレコーダーの導入等に助成している。

部参事兼水・大気環境課長

大気環境監視施設整備事業については、常時、大気を監視するため、県で20局、中核市で17局の測定局を持っているが、県の全20局の測定局で、二酸化硫黄やPM2.5、オキシダント等を測定している。各局舎にさまざまな機器を入れているが、機器を更新しながら、常時、大気を監視しており、県全体の事業として機器の更新に電源立地地域対策交付金を使っている。

(3月10日(木) 生活環境部)

高野光二委員

質問に入る前に、関連質問の発言の仕方について委員長の整理と各委員の意見を聞く。昨日は、当初予算関係議案の審査で、本日は一般的事項、翌週月曜は企画調整部の当初予算関係の審査になるが、質問者の発言が終了してから関連で発言したほうがよいのではないかと感じた。関連質問によって活発に意見が交わされ、深く議論することは重要なので、はばかることではないが、委員個人が深く議論したいときに、他の委員から関連で質問されると、次の質問がスムーズにいかなくなる。委員長や各委員の意見を聞きたい。

山田平四郎委員長

委員長としては、手を挙げられればとめることはできない。ただ、一つの事項等について、完結した答弁を求めて関連質問が出ないようにするのであれば、事前に執行部等と打ち合わせをする等の方法もあると思う。また、関連質問は各委員が関心を持っている事項なので、委員長として遮ることは難しい。

神山悦子委員

確かに、さまざまなバリエーションはあると思う。議論が活発になるので、関連質問はやらなければいけないと思うが、委員長としては、質問が終わった段階で、ほかに質問がないかを聞いて整理すれば、問題は起きにくいのではないと思う。我々も各委員の質問を尊重していければと思う。

高野光二委員

各委員が活発に発言することは結構なので、本委員会でも密なる議論を期待する。

質問に入るが、JRの復旧では、東日本大震災における津波被災地域や原発避難地域、只見線の豪雨災害関係の予算が計上され、常磐線の原町ー小高間は平成28年春に開通し、29年度中には竜田ー富岡間も再開するなど、具体的な方向で進んでいる。国からは、全体として、避難地域は除染の実証試験をしながら、全線開通の見通しが示されたので、大いに歓迎すべきと思っているが、先般、地元で開催された説明会では、原町ー小高間は避難指示が解除されれば開通するとの話があった。さまざまな事情を考えれば、あべこべな話で、いち早く通れる状況に戻して、避難解除は状況に合わせて、別にすることが通常の考えだろうと思う。国のみならず役場の職員までも当然のように話していた。解除が目の前であればわかるが、普通に通れることが避難解除の要件の一つだと思う。県は直接事業をする立場ではないが、予算が計上されているので、考えを聞く。

生活交通課長

JR常磐線の原町ー小高間の開通については、JRからは平成28年春と公表されていて、工事も順調に進んでいると聞いている。また、避難解除の時期は報道で知っているが、JRには継続して28年春の開通を要望している。JRの具体的な考え方は把握していないが、広野ー竜田間の開通に際しては、避難が解除されていない中で運行が開始された。その際は解除時期の予定はあったが、解除前に再開しているので、県としては再開を望む立場で要望していきたい。

高野光二委員

避難を解除しなくても、除染をして、交通の便宜を図ることが前提である。先日の説明会では先ほどのニュアンスで言っていたので、問題であると感じた。市や国に、条件を整えば交通機関は通すことを確認し、状況によって指導してほしい。

いが、どうか。

生活交通課長

その点を十分に理解し対応していきたい。

高野光二委員

次に、中間貯蔵施設について、昨日の委員会で、大熊、双葉両町に交付する中間貯蔵施設立地町地域振興交付金50億円は、両町で生活支援として実施するので、法的に問題はないとの答弁があった。支給の仕方は問題がないのかもしれないが、古市委員から発言があったとおり、原発事故の影響で避難し、望んで出たわけではないのに、地価が下がったので、下がった地価で評価することはとんでもない話である。地権者は賠償をもらっているが、実際に用地買収となったときに、国が理屈をつけて法的に差し支えないように取り繕ったので、問題にならないか心配している。法律上、示された価格以上は支払ってはいけないので、地権者との用地交渉をいち早く合意に結びつけるために今回のようになったと思う。

議論をしても結論は出ないが、最終的には、税金の問題だと思っている。用地取得で対価を支払えば税金が発生する。地権者には、国が用地を取得して支払った分と大熊、双葉両町が生活支援金で支払ったものの両方が行くが、公で取得したときは、特例措置で、5,000万円まで税金が減免されると思う。その意味で、税金の取り扱いや考え方はどうなっているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

町で実施している地権者への支援事業については、所得税法上、個人は全額非課税の扱いとなっている。用地買収については、5,000万円まで非課税となっている。

高野光二委員

全額非課税でなく上限は5,000万円か。

中間貯蔵施設等対策室長

用地買収に関しては、特例で5,000万円になっている。

高野光二委員

地権者に支払われる生活支援金の税金の考え方はどうなるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

両町から支援事業で地権者に支払われるものについては、所得税法上、見舞金に該当するため全額非課税である。

高野光二委員

税法上、見舞金として税金がかからないと解釈してよいのか。

中間貯蔵施設等対策室長

そのとおりである。

高野光二委員

そのような配慮によって、地権者と折り合いのつく状況をいち早く構築することが、最終的に早く中間貯蔵施設用地を取得できることになるので、結構なことだと思う。常日ごろから、それをうやむやにせず明らかにすることが基本であると思っているので、確認した。中間貯蔵施設の用地取得率は2%程度との話であるが、いち早く取得して、前に進むことを望む。

次に、指定廃棄物について、8,000 Bq/kgを超える汚泥等の指定廃棄物は、受け入れ先がないので、各自治体で貯蔵しているが、最近国から、8,000 Bq/kg以下に下がったものは一般廃棄物で処理する考えが示された。10万 Bq/kgを超えるものは特別で扱いが変わるが、指定廃棄物から外れた一般廃棄物は、今後どのように処理されるのか

。

中間貯蔵施設等対策室長

指定廃棄物の指定解除に関する取り扱いについては、放射能濃度が8,000 Bq/kgを超える場合、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国が指定して、国の責任で処理することになっている。現在、国では、茨城県の要請を受けて、放射能濃度が8,000 Bq/kg以下になった場合、指定廃棄物を解除する取り扱いを検討している。本県では、指定廃棄物の量や経緯等が、他県とは異なることから、国は、指定廃棄物の指定解除により、県内の汚染廃棄物の処理が進む状況にはないとの考えを示している。

また、本県では、昨年12月に、既存管理型処分場の活用を受け入れる苦渋の決断をしたところであり、国は、県内の指定廃棄物について、計画どおり、既存管理型処分場等を活用して処理を進めるとの考えを示している。県としては、この方針に基づき、国が最後まで責任を持って処理を進めるよう求めている。

高野光二委員

放射能濃度が8,000 Bq/kg以下になった指定廃棄物の処理の仕方について、茨城県の話も出てきたが、基本的に、中間処理施設に搬入されたものは30年後に県外に持ち出される方針である。ただいまの答弁では、他県で一般廃棄物になった汚染物が、本県の一般廃棄物処理施設で処理されるニュアンスもあった。基本的には、茨城県であれば茨城県で、宮城県であれば宮城県で処理されると考えてよいか。

中間貯蔵施設等対策室長

指定廃棄物の指定は国が行っているが、8,000 Bq/kg以下になった指定廃棄物の取り扱いについては、あくまでもそれぞれの県内で処理するとされている。既に指定された県内の指定廃棄物については、既存管理型処分場等を活用して処理され、減衰しても一般廃棄物として取り扱われず、指定廃棄物としてそのまま既存管理型処分場で処理される方針となっている。

高野光二委員

指定廃棄物が8,000 Bq/kg以下になって、危険なものではないと発信しても、住民からすれば、近くの一般廃棄物処理施設に持ち込まれることは相当な抵抗があると思う。この辺をしっかりと整理し、手順を踏んで住民の理解を得ないと、8,000 Bq/kg以下のものであっても、搬入すること自体が難しくなる。さまざまな状況で説明し地域の理解を得ることが前提となるが、広域自治体としての体制づくりや調整役の立場として県の考えを聞く。

次長（環境保全担当）

先ほどの説明と一部繰り返しになるが、本県を除く栃木、茨城、群馬、千葉、宮城の5県の指定廃棄物の解除については、状況を踏まえて、国で解除の仕組みを検討していると聞いている。既に指定された県内の指定廃棄物については、昨

年の12月に、国の既存管理型処分場活用の要請を受けて、県と地元2町とで受け入れる苦渋の決断をしたので、国にはその際の方針に基づき責任を持って処理を進めるよう、引き続き求めていく。

高野光二委員

中間貯蔵施設に運ばれる土壌は2,400万tもあって、飯舘村を通ってくる時に、山のように積まれているが、地元小高区の自宅の後ろにも52haの仮置き場がある。解除後はそこに戻ることになるが、中間貯蔵施設が間もなくできて、来年度から運び込まれる中で、30年後には県外持ち出しの方向が示されている。現実的に可能かどうかの議論は難しいと思うが、その考えに変わりはないか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設に搬入された除去土壌等の県外最終処分については、地元から、中間貯蔵施設がそのまま最終処分場になってしまうのではないかといった懸念の声があり、地元2町と県で、国に県外最終処分の法制化を求めた結果、平成26年11月に、30年以内の県外最終処分が法制化され、同法案の附帯決議で、国は減容化、再生利用技術の早期開発など、必要な措置を具体的に明記した工程表を作成して、毎年、その進捗状況を国会に報告することとなっている。さらに、国、県、大熊、双葉2町で締結した安全協定では、県及び地元2町が国から報告を受けて、必要に応じて国に取り組みを促すことができることになっている。

県としては、県外最終処分の取り組みが確実に実施されるよう専門家の意見を聞きながら取り組んでいく。

高野光二委員

法制化されたので、間違いなく県外で処分されると思う。一方で、昨年あたりに、履歴が管理できるのであれば、コンクリートやアスファルト等で、道路の路盤や防災林の下等に廃棄物を再利用できる法律ができた。法律ができたので、間違いなくそうなると思うが、例えば、農地であれば放射能濃度が下がれば、そこに戻しても差し支えないとの意味もあると思う。県とやりとりしても仕方はないが、例えば、5,000Bq/kg以上は剥ぎ取るが、4,500Bq/kgのものは剥ぎ取らず、ゼオライトや塩化カリウムを混ぜて農地に置く現実を考えたときに、必ず問題が出てくる。地元では、仮置き場がある環境をいち早くなくしたいとの思いもあって、国に試験的でも構わないので、3,000Bq/kg程度であれば、農地の基盤整備や防災林の土壌に使えないかと提言したが、全く聞く耳を持ってもらえなかった。

30年後に中間貯蔵施設を県外に持ち出すことは悪い意味ではないが、仮置き場に持っていったものは全て中間貯蔵施設に持ち込まれることになったため、逆に言えば、仮置き場に入れたものはほかに利用できないことになってしまった。先ほどの指定廃棄物のように、放射線濃度が下がったものを処分する方向も心配だが、いち早く環境を回復させる意味で、さまざまな試験も含めて柔軟にやらなければいけないと思う。2,400万tもあるものが、法制化したからと言って簡単にはいかない。減容化して濃縮されたものは、指定廃棄物として最終的に管理型処分場あるいは中間貯蔵施設に置くのだと思う。

さきの法制化の話からすれば、置くわけにはいかないもので下がったものも持っていくことになるが、それだけのものを県外で再利用したり処分することは、明らかに不可能に近い。去年の6月21日だったと思うが、国で減容化後に再利用するための試験を実施するとした。さまざまな試験を行い3年後にはその結果が出るとのことであるが、それも行いながら、地域に耳を傾け、いち早く環境を回復していくことが必要ではないか。

中間貯蔵施設等対策室長

除去土壌の減容化については、国から中間貯蔵施設に搬入した後に、施設内で実施する考えが示されているが、再生利用については、まずは国民の理解が重要であると考えている。国では昨年7月に、中間貯蔵の除去土壌の減容化再利用の

検討会を設置し、検討を進めているが、来年度から3年間で、敷地内で減容技術の実証事業を行う考えが示されている。その結果を踏まえ、処理スキームや再生利用基準が示されると考えるが、県としては、処理スキームや再生利用基準が示された場合でも、県民の理解と安全・安心の確保が重要であると考えている。

また、最終処分の工程については、先ほど答弁したように、毎年、国会に提出し、協定に基づいて県にも報告することになっているので、引き続き専門家の意見を聞きながら、確実に県外で最終処分されるよう取り組みを確認していく。

高野光二委員

除去土壌の処分は、非常に微妙なところがあって、その意味で、国の考え方や県の携わり方は難しい。現実を捉えながら、新たな一步を踏み出すことは重要である。私も、地元の仲間とさまざまな試験栽培を行っているが、例えば、約4,000 Bq/kgの土壌は剥ぎ取らずそのまま投げ込み、2年間で10回も耕作すると、表面の放射能濃度は、非常に下がっていて、移行係数が少ないため、その作物からは放射能が検出されない状況になっている。

環境創造センターや浜地域農業再生研究センターなどさまざまな機関ができるので、それらの施設と連携しながら、営農再開や住み続けられる環境に向けて総力を挙げて取り組んでほしい。新しくできる施設と連携しながら、試験結果を公表して住民の理解を得るよう期待し、意見とする。

神山悦子委員

市町村除染について、部長から、汚染状況重点調査地域では、現在の全体計画に対する1月末時点の住宅除染の進捗率は76%との説明があったが、国からは来年3月までの期限が示されていて、予算もその内容で計上されている。郡山市でも、道路除染はこれからで、来年3月で終わるとは思えないが、どうか。

除染対策課長

住宅除染と住宅以外の除染の見通しについては、委員承知のように、市町村では除染実施計画を定め除染を実施しており、現在の除染実施計画の期間は、平成28年度までとなっている。各市町村で除染を実施しているが、住宅については、全体計画数に対する進捗率が76%で、発注率が約89.3%となっている。また、道路の除染については、各市町村で住宅や公共施設を優先に除染していく中で、調整を図りながら順次取り組んでおり、住宅除染が徐々に進捗していく中で、今後は、住宅以外の除染に人的労力が振り向けられると考えている。県としては、道路の除染も含め、28年度末を目標に市町村と一体となって頑張っていく考えである。

神山悦子委員

頑張るのは構わないが、道路には側溝等も入って、除染はこれからである。郡山市を見ても、公園等に仮置き場はつくったが、実際には始まっていないと思う。住宅除染が全部終わっていないので、新年度は急速に進むとは思えない。目標に向かって頑張るにせよ、県や国から、今年度で終わらず次年度に及んだ場合の予算や進め方等が明らかにされないので、市町村は不安で仕方がない。国との協議を含め、どのようになっているのか。

除染対策課長

先ほど答弁したとおり、除染は除染実施計画に基づいて実施しており、現時点の実施計画は平成28年度末となっているので、28年度を目標に市町村とともに取り組んでいく。

神山悦子委員

道路等の除染はこれからだが、平成28年度までの計画をつくっていけば、それが延びたとしても、国は対応するのか。

市町村にはそのように説明してよいのか。

除染対策課長

計画に基づいて除染することが大前提であるため、今まで、住宅や公共施設等を優先に調整して実施してきたが、今後は道路等に注力できると考えているので、まずは現在の計画に基づいた除染を一生懸命やっていきたい。

環境回復推進監

道路除染の進捗の関係については、先ほど説明したように、今は、住宅や公共施設を優先に実施しており、既に道路にシフトしてきている。発注率も6割程度に上がっており、今後は、住宅にあわせて道路除染も進んでいくと考える。ただ、道路の除染を進める上で課題となっている仮置き場の確保等については、県として、市町村を支援し、現在の市町村の除染計画に基づき除染が実行できるように努めていきたい。

神山悦子委員

いずれの回答もはっきりしないので半分は納得できない。作業員の確保等さまざまな課題が残っているので、しっかりと計画を完結できるように、県が市町村を支援し、国に言う確約が欲しかったので何度も質問した。それはなかったが、進捗の度合いで、仮に市町村の計画が延びた場合でも、国が予算を措置するよう求めてほしいので、強く意見する。

次に、除去土壌量は、袋やtで数えるが、市町村全体の直近の除去土壌量と搬入量はどの程度になるのか。

除染対策課長

市町村設置の仮置き場は、平成27年12月末現在で856カ所で、現場保管は12万7,361カ所ある。その他の仮置き場は、71カ所で除去土壌等を保管している。立方換算で説明するが、既に除去土壌の搬入を終了した仮置き場は、全部で487カ所で、保管量は112万9,126 m^3 である。袋で集計しているものや立方換算で集計しているものもあるので、推計値になるが、市町村除染で発生した除去土壌の保管量は、27年12月末現在で約483万 m^3 となっている。

神山悦子委員

今の数字を含めて、資料を提出願う。

山田平四郎委員長

ただいま神山委員から要求があった資料は提出可能か。

除染対策課長

可能である。

神山悦子委員

市町村全体の仮置き場の箇所数及び保管量を再度確認したいので説明願う。

除染対策課長

平成27年12月末現在の保管量は約483万 m^3 である。先ほど説明した487カ所は、既に搬入が終了した市町村設置の仮置き場で、そこには約113万 m^3 が保管されてる。

山田平四郎委員長

その内容も含めて資料を提出願う。

神山悦子委員

これを中間貯蔵施設に運ぶことになるが、中間貯蔵施設の整備が進んでいない。全部運ばれるのかも含めて、見通しを尋ねる。

中間貯蔵施設等対策室長

仮置き場にある除去土壌等の搬出の見通しについては、地元市町村と県で施設の整備や搬出の見通しを早期に提示するよう国に求めてきたところであり、先月19日に国から、来年度は本格的な施設整備に着手し、段階的に本格輸送を開始する考えが示された。来年度は、用地取得や施設の整備状況を見ながら、今年度行われたパイロット輸送の約3倍を輸送したいとされており、また道路インフラの必要性や用地取得、施設の整備状況に応じて、輸送量を段階的にふやす考えが示されている。

県としては、さらに全体的な見通しを示すように求めており、現在実施しているパイロット輸送の状況や用地の取得状況を踏まえ、国から年度内に見通しを示す考えが出されているので、引き続き、速やかな提示を求めていきたい。

神山悦子委員

除染が全部終わったわけではないので、483万㎡はさらにふえると思うが、全て中間貯蔵施設に行くのか。

中間貯蔵施設等対策室長

除染で発生した除去土壌は、中間貯蔵施設に搬入されることになる。

神山悦子委員

中間貯蔵施設の地権者は登記上2,000人以上いて、連絡先を把握しているのが1,390名と聞いている。どの数字を母体として地権者との交渉が進んだとしているのか。また、地権者との契約実績は現在69件だが、何%になるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

中間貯蔵施設の用地の確保については、施設設置者である国の責任において実施されている。国からは、定期的に地権者への説明状況を報告してもらっているが、登記上の2,365人をベースに報告してもらっている。2月末現在で、物件等を所有している地権者約1,300人のうち、約95%から物件調査の承諾を得ており、約870件の調査が終了している。その結果をもって補償額の算定作業を進め、補償額の提示が行われた結果、契約実績は69件となっている。

神山悦子委員

登記上の2,365人を母体として契約実績は69件なので、3%程度となるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

割合はすぐに回答できないので、後ほど回答する。

神山悦子委員

用地面積に対しては、どの程度契約が進んだことになるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

用地面積約1,600haに対し、現在の契約実績が18.5haなので、約1.1%になる。

神山悦子委員

先ほどの高野委員に対する説明で、中間貯蔵施設は、国と県、地元との協議で30年以内に県外に運び出す約束で始まっている。30年後等のさまざまな縛りを設けたとしても、誰もが本当に運び出せるのかとっていて、地権者が納得できない要件にもなっている。自然減衰でセシウム134は減ったとしても、セシウム137は半分しか減らず運び出せるのか、また、30年後に誰が責任を持って最終処分場をつくるのか国はいまだ明らかにしていない。明らかにできないのかもしれないが、曖昧にしたまま進んでいることが、地権者との交渉で、登記上の地権者数に対して3%、面積率に対して1%の原因となっている。

一方で、市町村からすれば、中間貯蔵施設に運ぶ前提で、今年度を最終目標に除染を進めている。先が見えない大変な問題を抱え込んだと思うが、その意味で、中間貯蔵施設のパイロット輸送について、運び込んだ市町村と今後の見通しはどうなっているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

パイロット輸送は、昨年の3月14日に大熊町から開始して、約1,000m³を搬出することになっていたが、昨日現在で、搬出予定の43市町村のうち37市町村が終了しているため、現在6町村が搬出中である。搬入量は約4万4,000m³であるが、終了の見通しについては、現在6町村で搬出していることと国では1年程度で実施するとしているので、年度内を目標に輸送を進めている。

神山悦子委員

終了の見通しがあるとしても、パイロット輸送はほんの一部である。国の工程表では、ことしの7～9月に用地を確保し、秋ごろには受け入れ、焼却開始は、2年くらいかかって、平成29年の冬ごろの見通しが示されているが、うまくいくのか。国と該当市町村で協定をつくったが、県はどのように絡んでいくのか。

中間貯蔵施設等対策室長

施設整備に向けた今後の取り組みについては、これまで中間貯蔵施設の整備と輸送の今後の見通しを国に求めてきたところであり、先ほど答弁したとおり、先月、国からは、来年度に本格的な整備に着手し、段階的に本格輸送を開始する方針が示された。今後、施設整備や輸送を方針どおりに進めていくためには、地権者の理解が何よりも重要であるため、昨年11月に国が取りまとめた地権者説明の加速化プランに基づいて、総力を挙げて用地の確保に取り組むよう求めていくとともに、県としても、大熊、双葉両町に配置している駐在員に加え、来年度から職員を国に派遣して、さらなる地権者説明の促進に努めていく。

古市三久委員

大熊、双葉両町は、中間貯蔵施設をつくることに賛成しているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

この施設は、地元住民に長期にわたって大きな負担を強いるとの考えがある一方で、本県の復興に大変重要な役割を果たすとの考えのもと、両町においては、苦渋の決断をして受け入れを容認した。

古市三久委員

両町の公有地は面積にしてどの程度あるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

両町合計で約160haである。

古市三久委員

それは面積全体の10%程度か。

中間貯蔵施設等対策室長

10%程度である。

古市三久委員

両町では、地域住民にさまざまな影響を与えるので、公有地を売却しないのかわからないが、用地を確保して、建設を早める意味では、両町の公有地の扱いが今後の焦点になる。国や県は、どのように考えているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

大熊、双葉2町の公有地の取り扱いについては、最終的に両町議会の議決が必要になるので、町としては、地権者の理解が進まない中では、公有地の扱いは決められないと考えている。現在、地権者との契約実績は69名であるので、今後、地権者の理解が促進された段階で、両町で判断するものと考えている。

古市三久委員

ある程度の町民が、土地の売却を納得する状況にならないと、両町は公有地の売却を判断できないと理解してよいか。

中間貯蔵施設等対策室長

住民理解の割合は町の判断になるので、どの程度かはわからないが、理解が進んだ中で判断すると聞いている。

古市三久委員

自宅の庭にも廃棄物が埋まっていて、私の目が黒いうちは、自宅から搬出されることは難しいと思っているが、道路等の除染も含めて、中間貯蔵施設がなくてどうしようもないのが実態である。町の判断も理解できなくはないが、それらを促進する意味で、働きかけていくことも大事だと思う。中間貯蔵施設の建設は、最終的には地権者の判断と譲渡する際の金額の問題になると思うが、なるべく早く実現できるように、県でしっかりと判断して国に働きかけるよう要望する。

吉田栄光委員

中間貯蔵施設の町有地の提供はもっともなことだと思う。環境省でおこなっているとの批判もあるが、搬入の新たな工程表を国に求めているので、今後、さらに深い話が出てくると思う。仮置き場や庭先、公園、学校等にある除去土壌等は約480万 m^3 あり、仮置き場に行っていない状況のものが約200万 m^3 で、公園や学校等には約30万 m^3 強があると思う。仮置き場での保管は3年であるが、土地の収用も含めて中間貯蔵施設の整備がおこなわれて搬入できない状況で、200万 m^3 もあるものに手をつけることは大変だと思う。それよりも子供たちの活動に関係する校舎や公園にある約30万 m^3 強の搬出を優先すべ

きではないか。どこに持っていかは言わないが、優先順位をどのように考えているか。

次長（環境保全担当）

仮置き場や現場保管等からの搬出の優先順位については、今年度、パイロット輸送を実施している中で、基本的に各市町村の判断に任されており、学校から搬出したところや通常の仮置き場から搬出したところもあって、各市町村の事情に応じて搬出されている。委員から話があったように、学校や人口密集地域等の生活空間から搬出していくことも考え方の一つとしてあると思うが、例えば、早く設置したところは、早く出してもらいたいといった地域の要望もあり、各市町村でさまざまな事情を抱えてこれまで仮置き場の設置等をしてきたので、市町村のそれぞれの実情も踏まえてやっていく必要があると考える。

吉田栄光委員

中間貯蔵施設への輸送がおこなわれている中で、我々も県民から批判を受けているので、確認した。

次に、部長から、現在7カ所の仮設焼却施設が稼働し、1カ所で建設中との説明があったが、現在稼働している焼却施設の稼働率を聞く。

一般廃棄物課長

国直轄の仮設焼却施設の稼働実績は6施設で、全体見込量約60万tに対し処分実績は約15万tなので、25%程度である。

吉田栄光委員

環境を無視して、一概に稼働率を上げろといった意味ではないが、復旧・復興を加速させるため、国の仮設焼却施設の稼働率を上げることが大切だと思っている。仮設焼却施設は、時限的に国が整備し、相馬施設は既に解体されたが、本県が復興していく中で、この焼却施設の利用は非常に大事である。例えば浪江町であれば、浪江町のものしか焼却できないが、稼働率を上げる視点で、県として広域的な調整をしてほしい。まずは、リフォームや公共・公益事業で発生した地域の一般廃棄物等を仮設焼却施設で減容化していくことが肝要ではないかと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

大方の災害廃棄物は一般廃棄物に区分されるが、一般廃棄物は、自区域内処理の原則により、市町村の処理計画で、浪江町であれば基本的に町内にある焼却施設で処理することとなっている。ただ、ほかの市町村に全く持っていけないことはなく、その場合には廃掃法で一般廃棄物は相手方の市町村の了解が得られれば運び出すことが可能となっている。広域的な処理については、今後、市町村等と相談しながら検討していきたい。

吉田栄光委員

広域的な処理のほかに、町内の一般廃棄物も仮設焼却施設で燃やすことができるように、国と調整すべきではないかと思うが、どうか。

一般廃棄物課長

対策地域内廃棄物として認められていない廃棄物に関する仮設焼却施設の有効活用については、避難地域復興課を初め県の他部局や関係機関等と相談しながら、市町村の実情を踏まえて協議していきたい。

吉田栄光委員

広域的な視点から、早い段階で調整すべきだと思っている。東京電力（株）への求償や財源の関係など、さまざまな整理が必要だと思うが、処分実績が25%の状態、あと5年で壊して廃棄物が残ってしまった等は決してあってはならない。我々は、大局的に見て進めていくので、県も柔軟に考えるよう要望する。

神山悦子委員

部長説明要旨の3ページには、現在7施設の仮設焼却施設が稼働し、1施設が建設中との記載がある。先ほどの吉田栄光議員の質問に対して、6施設が稼働しているとの答弁があったが、どうなっているのか。

一般廃棄物課長

本日、国から、川内村の仮設焼却施設について、2月29日で稼働が終了したとの連絡が入ったため、昨日の部長説明では7施設が稼働していると説明した。本日現在では6施設の稼働となる。

神山悦子委員

既存管理型処分場については、苦渋の決断の上で関係市町村と国が協定を結んだが、当該地域は、帰還困難区域ではなく、居住制限区域や避難指示解除準備区域で、住民がこれから戻ってくる地域である。先ほどの仮設焼却施設は数年で解体するが、当施設は最終処分場で一時的なものではない。その意味で住民と粘り強い合意がなされるべきだと思うが、現在はどのような状態になっているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

既存管理型処分場は、地元には大きな負担を強いる一方で、県内に発生する指定廃棄物等の処理を進め、環境回復を図る上で重要な役割を果たすとの判断から、県及び富岡、楡葉両町において苦渋の決断をして受け入れを容認した。また、地元から住民説明会等で帰還意欲の低下や風評への懸念の声があったので、受け入れを容認した際も、国に対して責任を持って対応するよう強く申し入れた。現在の地元対応の状況については、国において、富岡、楡葉両町と相談しながら関係行政区へ説明しているとともに必要に応じて戸別訪問を行っている。

神山悦子委員

国と町との協議は終了し、今は、理解を得るために戸別訪問を実施しているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

施設自体は産業廃棄物最終処分場として設置されているが、国から指定廃棄物や双葉8町村の生活ごみ、対策地域内のごみを埋め立てる計画で県、両町に活用要請があった。今回、新たに用地を確保する搬入道路の部分で個別対応をしている状況である。

神山悦子委員

中間貯蔵施設で地権者との交渉が進まなかったところに、石原元環境大臣が「金目でしょ。」と発言したことを思い起こさざるを得ない。その発言をされた住民に苦渋の選択をさせて、原発収束の対応はいかに大変かを感じる。県は、人的派遣等を行っているが、住民との合意や丁寧な対応はこれからも求められていくと思うので、国にしっかりと行ってほしい。

また、丸川環境大臣が森林除染はしない、1mSv以下は科学的根拠がないと発言したが、里山は実施する方向に転換された。森林除染、里山の対応は農林水産部の所管になると思うので、それについては、同部をお願いするが、除染全体は

生活環境部の所管であると思うので、言うべきことはしっかりと国に言ってほしい。

次に、地球温暖化対策の問題について、本会議でも質問した常磐共同火力（株）の虚偽報告の件で、昨日部長から対応したとの説明があったが、どのような対応や申し入れをしたのか。

部参事兼水・大気環境課長

常磐共同火力（株）勿来発電所が届出値を超えないように実測値と異なる数値の排ガス量をいわき市に報告していた件については、昨年の12月中旬に発覚し、原因究明や再発防止策等に係る報告を求めたところ、1月下旬に調査報告書が提出された。この報告書の提出を受けて、同社に立ち入り、測定結果等に虚偽の記録があったこと、虚偽データをいわき市に報告していたことを確認した。この確認を踏まえ、2月下旬に同社に対して文書で厳重に注意し、再発防止対策の実施状況を定期的に報告するよう申し入れた。今後、同社から定期的に提出される報告書を確認し、いわき市とともにしっかりと監視していく。

神山悦子委員

文書で申し入れたとのことであるが、今後もぜひ監視を強めてほしい。

次に、CO₂排2出の関係で、LNGとの比較では石炭火発の高効率化ガスでも2倍との話であるが、排出量をどのように認識しているか。

環境共生課長

IGCCとLNGガスの発電効率については、IGCCは約46%、LNGガス発電は50～55%である。

神山悦子委員

高効率化するとは言っても、二酸化炭素は排出される。本会議でも質問したが、COP21との関係で、本気になって取り組まないと下げることができない。IGCCを含め本県の石炭火発をふやす計画もあって、県では推進する方向だが、生活環境部の立場ではどのように考えているのか。

山田平四郎委員長

ただいまの質問に対しては、所管の範囲内で答弁願う。

環境共生課長

石炭火力発電所について、当課としては、二酸化炭素の回収、貯留等の技術の状況も踏まえ、今後とも継続的に環境保全の見地からアセス手続の中で、現時点で実行可能な最大限の削減対策を講じるよう強く求めていく。

神山悦子委員

高効率化して、環境への負荷を軽減したとしても、これだけ排出されるので、石炭火発の問題は非常に心配で厳しく見ていく必要がある。当部は、プロの立場で提言し意見する立場を今後も堅持してほしい。

中間貯蔵施設等対策室長

先ほど神山委員から質問があった中間貯蔵施設の地権者の契約割合については、2,365名のうち69名が契約済みなので、2.9%になる。

高野光二委員

除染は、住む環境を整えて、放射能を取り除くことを目的に、住宅や農地、道路等を含めて実施されている。家の周りの庭先等と屋敷林では除染の方法が違って、表土を剥いで、新しい土や山砂を入れたところは、半分から5分の1くらいに下がっているが、屋敷林の場合は、上土等の清掃と枝下5mの伐採なので、下がっていない現状がある。国が示す年間積算線量20mSvより低い数値ではあるが、例えば庭先が0.2~0.3 μ Svであっても、屋敷林が1~2 μ Svあると、住む環境としてはどうしても高い状況となる。この状況は、市町村によっても多少違い、例えば、飯舘村の場合は、村全体が特別除染実証として、立木は1本幾らで補償され、希望した屋敷林は全て伐採されるが、南相馬市の警戒区域では、先ほどの基準で、表土のみの除染と枝下5mの伐採のみになってしまう。

例えば、子供たちも一緒に戻って住む場合は、除染後の線量が国が示す範囲内であっても、安心できるように、また、ほかの自治体はやっているのだから、伐採してもらえないかと環境省に言っても、基準だからできないとされる。子供たちと一緒に家族で帰還したい人など、戻りたいがその状況では心配で戻れないといった人を優先に、環境省に伐採を認める働きかけをしてほしいが、どうか。

除染対策課長

除染後に効果が維持されず、線量が下がっていないことに対する追加的措置について、国からは基本的に個々の現場に応じて対応する考えが示されている。委員から指摘があった飯舘村の事案は、国の実証事業で行われたと聞いているが、効果は限定的であったとも聞いている。昨年12月の環境回復検討会の中で、植栽下の表土削り取りは、効果があったと報告されている。県としては、国に対して、当初の除染で、効果が得られず線量が下がらなかった場合については、地域の実情に応じて、的確に対応できるように対象箇所や手法等の具体的な仕組みを構築するよう求めており、引き続き、追加的措置も含めて、必要な除染を確実に実施するよう求めていきたい。

高野光二委員

環境省では、個別の事情によって丁寧に再除染すると言っているが、その環境では、帰還したくても、子供や孫を連れて一緒に住めないとの訴えがある。飯舘村の実証事業の成果のあるなしにかかわらず、実証事業で伐採したので、ほかの地域でも希望があれば、実証の結果を併用するよう県から言ってほしいが、どうか。

除染対策課長

線量が下がらない場合も含めた追加的措置の対応について、地域の実情に応じた的確に対応するよう、引き続き国に求めていく。

高野光二委員

よろしく願う。解除されたとしても戻る人は徐々に少なくなってきている。南相馬市の警戒区域でも、恐らく20%程度の厳しい数字になると思う。戻ってもらう手だての一つに、屋敷林の伐採があるとすれば、しっかりと寄り添って対応するよう要望する。

次に、鳥獣被害について、昨日の予算の審議で、委員から質疑があり、この問題については、慎重かつ早急な対応が望まれたと思う。先般、双葉郡と相馬郡の商工会の会長と懇談する機会があったが、イノシシ等の動物が怖くて、うす暗くなったら外歩きはできない、子供たちを外で遊ばせておくことも危険であるとの意見があった。大人ですら、夕方や朝早くに人けのないところを歩くことは非常に危険だと感じているので、実効性のあるさまざまな対策を実施してほしい。猿は、通常、山にいるが、最近、海岸で海水浴をするまでになっている。猿は雑食で、柵を越えて家庭菜園の作物も食べてしまうが、これも非常に危険である。家の屋根に30匹程度の猿がいてすくんでしまう状況が被災地の現状である。猿の

駆除も大きな課題だと思うが、どうか。

自然保護課長

ニホンザルは狩猟鳥獣ではないので、狩猟はできないが、県では、原町個体群などの個体群を減らして、できるだけ被害が起こらないようにしながら、猿と人間と一緒に暮らせるようにする観点で、ニホンザルの管理計画を策定している。市町村が実施計画をつくれれば個体数調整捕獲として猿を捕獲できることになっていて、昨年度はそれにより県全体で711頭捕獲した。猿については、捕獲も大事だが、地域住民と一緒に、防護柵の造作や花火で追い払う等の対策も重要なので、防護対策と捕獲を合わせて、市町村と連携しながら対応していきたい。

高野光二委員

猿の被害は、農作物や花卉、果物等の被害が中心だと思うが、群れをつくると、間違いなく子供や年寄りを襲うようになる。昔は10頭程度の群であったが、50～100頭に近くになってきた。また、これまでは山沿いの被害が中心であったが、ふえ続けて、現在は、町中や海のほうに行くようになってきている。711頭捕獲したとのことであるが、個体調整会議等があれば、住民が戻っても生活ができるよう、実態に合った個体数に減らして管理してほしいが、どうか。

自然保護課長

先ほど猿と一緒に住むと答弁したが、猿のすみかと人間の住むところは区域分けすることが基本である。猿の管理計画は、平成28年度で終了する予定で、来年度は29年度からの新たな計画をつくることになっている。28年度は、ニホンザルの生息状況調査を広域的に行い、委員から指摘があったことも含めて、体制を強化していきたい。

古市三久委員

イノシシの捕獲について、2～3日前の新聞に福島大学でGPS調査を実施する記事が掲載されていたが、自然保護課ではイノシシの生態を調査する考えはないのか。

自然保護課長

環境創造センターで実施しているが、IAEAとの協力プロジェクトで、野生動物の放射性核種の動態調査を実施し、イノシシにGPSをつけて、どのような行動圏で動いているかを調査している。広範囲に動いているが、コアとなるところが幾つかあって、中通り地方は山側、浜通り地方は平地である。二本松市などの中通り地方と住民が避難している浜通り地方を比べると、浜通り地方では行動範囲が数倍広がっていることがわかっている。

古市三久委員

先ほど猿の話があったが、人間と動物がすみ分けられない状態に陥り、生態系が破壊された。これは、長い間の東京一極集中の政策によって、地方が過疎化し住む人がいなくなったことが最大の原因で、原発事故がさらに追い打ちをかけた。捕獲だけやればよい問題ではなく、県全体の生態系をどのように戻していくのかをしっかりと方針を立ててやらなければならない。本県だけではなく、国が日本全体の生態系をしっかりとした方針を立ててやらないと大変なことになる。

昔は人と動物をすみ分ける目に見えないバリアがあったが、それがなくなってしまった。目に見えないバリアをつくって、人間と動物がすみ分けられる自然環境をいかにつくっていくのか、自然保護課で政策や方針をつくらなければならない。短期的には年間1万8,000頭を捕獲すればよいとしても、長期的には、浜・中・会津の各地方と県全体の生態系をどのようにしてもとに戻していくのかについて、政策的なものをつくり、実行していかなければならない。

いわき市の6～7割は山林である。住む人が毎年減っているのに、イノシシ等はどんどんふえる。地方創生でも難しい

と思うが、非常にバランスの悪い環境になってしまった。生態系を守る対策に費用をかけて、動物と人間がすみ分けできる状態をつくっていくことが、これからの役割だと思う。短期的かつ長期的な対策をしっかりと実施してほしいが、どうか。

次長（環境共生担当）

生態系が攪乱されている部分も含め、現在、県ではイノシシの管理計画等の短期的な対策を中心に、中・長期的にも取り組んでいるが、法律に基づき、来年度は国の鳥獣関係の基本方針が見直されると聞いている。県としても、それを踏まえ、個別計画ではなく、場合によって、鳥獣全体の保護管理計画を見直す必要があると考えているので、その中で、委員から指摘のあった視点も入れながら、長期的な取り組み等を検討していきたい。

橋本徹委員

中間貯蔵施設に関して、10名の職員を派遣する根拠を尋ねる。

生活環境総務課長

総務部が窓口になって、国と具体的な協議、調整を進めている中で、おおむねの人数が決まってきたのだと思う。現在は、職員10名を4月1日に派遣するため、最終的な詰めを行っている。

古市三久委員

国に派遣される職員の任期は決まっているのか。ある程度の年数は派遣されたままになるのか。

生活環境総務課長

昨日も答弁したが、対象の10名は4月1日に県を退職し国に派遣される。任期については、過去の例からすると3年程度になると思うが、それも含めて最終的な調整が進められると思う。

吉田栄光委員

震災から6年目に入り、今年度も間もなく終わる。部長から思いがあれば一言願う。

生活環境部長

生活環境部の業務は、除染、中間貯蔵施設、廃棄物の問題等、本県の復興を進める上で、大前提となる業務である。住宅や公共施設の除染は進んでいるが、現場保管からどのようにして仮置き場へ持っていき、積み込み場や中間貯蔵施設の整備を促進しながら、スムーズに搬出していくか、さまざまな課題が出ているので、生活環境部として、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。

（ 3月14日（月） 企画調整部）

宮川政夫副委員長

初めに、企画4ページの首都機能移転対策事業について、予算額は少ないが、私も十数年前に促進すべきとして取り組み、久しぶりに聞くタイトルである。本日のニュースで、復興庁の本県移転や環境省の徳島県移転について報道があったが、連動しているのか。

次に、企画7ページの地域おこし協力隊支援事業は複数年実施していると思うが、いつごろまで実施され、地域に住む

意向がある支援員もいると聞いているが、説明願う。

最後に、企画9ページの携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業について、当事業は、市町村の依頼に基づいて実施されると思うが、例えば、冬季に閉鎖される観光地等では、それほどのニーズがないので、市町村で話がとまって、県に要望が上がらないこともあると聞いている。市町村を説得しない限り支援は受けられないのか。

企画調整課長

企画4ページ、首都機能移転対策事業については、委員指摘のとおり、数年前に栃木・福島地域で首都機能移転の名乗りを上げていたが、その後、年1回程度細々と意見交換の名目で関係団体と情報交換をしている。予算は、その事務経費であるが、昨今の政府機関の移転との関連はない。

地域振興課長

地域おこし協力隊は、基本的に市町村が設置しているが、県内では、平成22年に伊達市で始まった。県の地域おこし協力隊には定住実績はないが、市町村においては、26年度末までで16人のうち10人が、その地域か近隣の地域に定住している。県としては、今年度から再来年度までに、伝統的な地域産業の後継者を30名程度育成するため、地域おこし協力隊を配置したいと考えており、奥会津では現在1名募集中で、来年度は3名程度配置したい。

部参事兼情報政策課長

携帯電話の不通話地域のエリア拡大については、現在、国の補助事業である携帯電話等エリア整備事業を活用して整備を進めている。この事業は、基本的に市町村が事業主体となり実施を決定し、携帯電話会社が整備するので、携帯電話会社が乗ってこないと実施は難しい。

神山悦子委員

企画4ページ、地下水資源対策による復興再生事業は、避難地域に特定したものなのか。今後もやっていくのかも含めて進捗状況を説明願う。

土地・水調整課長

地下水資源対策による復興再生事業の対象地域は、放射線の影響が大きい浜通りと中通り地方である。地下水は井戸水のことであるが、井戸水は、水道事業者とあわせて全部で6.5%、約10万人が利用し、水道水は保健福祉部が所管している。

当事業は、平成25年度から実施しており、主に放射性物質の有無や井戸の水位、マンガン、鉄、フッ素等の物質を調査している。数は重複しているが、25年度は200件、26年度で300件、今年度で500件の調査をしたが、放射性物質は検出されず影響は認められてない。

浜通りと中通り地方を合わせて約2,000の井戸があるが、今後については、今年度で500件なので、将来的には市町村と連携して、数年で全井戸を調査していく予定である。調査を通じて、市町村にデータを提供し、実際に葛尾村や川内村では、井戸の利用に活用され、企業誘致では企業立地セミナーで積極的にアピールしている。

神山悦子委員

井戸水には震災以降さまざまな心配が寄せられていた。放射性物質だけではないが、検出されなければ心配はないので、今後もぜひ継続して市町村を支援してほしい。

次に企画5ページ、中間貯蔵施設等影響対策費はそのまま基金に積み立てられるのか。

企画調整課長

これは、中間貯蔵施設等影響対策及び災害復興基金の運用益を積み立てるものである。

神山悦子委員

運用益を積み立てるだけなのか。中間貯蔵施設等対策に限定して使うものではないのか。

企画調整課長

当基金は、本来1,650億円があったが、大きく2つあり、中間貯蔵施設の整備に関する影響緩和交付金は、中間貯蔵施設そのものではなく、中間貯蔵施設に関連した地域振興策や風評対策等にも使用できるものである。

神山悦子委員

昨日、ロボットテストフィールドの報道があった。企画5ページ、福島・国際研究産業都市構想推進事業は新規事業で予算額は約1,900万円であるが、この予算で何を実施するのか。

企画調整課長

福島・国際研究産業都市構想推進事業は、イノベーション・コースト構想に係る予算であるが、同構想は、商工労働部を初めエネルギー関係であれば当部、農林水産関係は農林水産部で、さまざまな部にわたっている。ロボットテストフィールドや国際産学官共同利用施設については、商工労働部で予算を計上しており、新聞等で報道等されたものは、商工労働部の所管になっている。当部で計上している福島・国際研究産業都市構想推進事業1,900万円の予算は、イノベーション・コースト構想のさまざまな拠点の整備が進み、来年度にはロボットテストフィールド等の整備が進んでいく中で拠点整備とあわせて、例えば、民間企業との連携や関連産業の集積を図る意味で、県で独自に調査研究するための経費を計上している。

神山悦子委員

企画調整部が中心となって事務局的な役割を果たし、国と協議すると思う。今のところ一定額はあるようだが、将来の財源的支援も含めて、これから協議するのか。

企画調整課長

先ほど答弁したとおり、イノベーション・コースト構想には、さまざまな施設があり、県の各担当部局でそれぞれ省庁と協議している。企画調整部は全体を統括しているが、各部局と連携しながら、必要に応じて国との協議にも入り話を進めている。ロボットテストフィールドと国際産学官共同利用施設については、ことしの1月に、整備費や運営費等の財源、施設運営、整備後の利活用等について、経済産業省と協定を締結したが、それについても当部と商工労働部で連携し話を進めている。

神山悦子委員

ロボットテストフィールドをどこにつくるのかはまだ決まっていないようである。それをいつになったら示して、理解を得るのか。商工労働部に任せるだけではないと思うので、いつごろになるのか。

企画調整課長

ロボットテストフィールドと国際産学官共同利用施設については、先ほど答弁したとおり、ことしの1月に国と財源や施設利用の関係を明記した協定を締結した。両施設の場所等については、企画調整部長も委員になっている国と県と有識者から構成される国の検討委員会で議論を進めている。来年度予算は商工労働部で計上しているが、間もなく拠点整備の考え方や整備内容等について整理されるので、その内容を見ながら、企画調整部も一緒に場所の選定等を進めたい。

神山悦子委員

企画20ページに民間賃貸住宅家賃補助の債務負担行為が計上されている。来年3月に仮設・借り上げ住宅を打ち切った後の県独自の仕組みについては、決まっていない部分もあるとのことだが、この2年間で何をして、どのように支援していくのか。

避難者支援課長

通常、家賃補助と言っているが、企画20ページの民間賃貸住宅家賃補助の債務負担行為に関連する制度は、避難指示区域外からの避難世帯に向けた供与期間終了後の支援策の一つで、具体的には、供与期間終了後も、放射線の不安やさまざまな家庭の事情等で避難の継続が必要との意見があった中で、その世帯に対する支援策として構築したものである。

具体的には、平成29年4月から2年間の家賃補助を基本としているが、29年4月の場合、通常の引っ越しと競合して物件が見つげづらい心配があるため、29年1月まで前倒しをしている。それを合わせると2年3カ月になるが、前倒し期間と1年目の29年度については、家賃の2分の1で上限3万円を補助し、2年目の30年度については、3分の1の上限2万円を補助することとしている。この制度を活用して、本県への帰還や生活再建等を検討してほしいと考えている。

神山悦子委員

1年目の補助率は、2分の1で上限額は3万円とのことである。県内外の自主避難者を対象としていると思うが、世帯数はどの程度になるのか。また、債務負担行為限度額の根拠はあるのか。さらに、引っ越し費用は含まれているのか。

避難者支援課長

引っ越し費用はこの金額に含まれていない。世帯数等の考え方は、まだ精査をしており完成していないが、平成27年10月に、全国の都道府県に協力してもらった供与世帯数をベースに、避難指示区域外の世帯のうち、地震、津波を除いて、自主的な避難者を推計した。報道には7,000世帯程度と言っているが、それをベースに、自宅に帰宅する人や民間賃貸住宅以外の住宅に入る人を除き、かつ今回の家賃補助制度は、公営住宅と同程度の収入要件を設けているので、それを上回る所得がある方を対象から除外して、全体としておおむね2,600世帯が対象になると考えている。その半数の約1,300世帯から前倒し期間内に申し込みがあると想定し、28年度予算には1,300世帯分の家賃3カ月分と初期費用を計上している。加えて20ページの債務負担行為については、1,300世帯分の29、30年度の所要額を計上している。

神山悦子委員

その世帯数は県内、県外で分けることはできるのか。

避難者支援課長

推計になるが、県外は2,200世帯強、県内は300世帯強で、合わせて2,600世帯程度と考えている。

神山悦子委員

県内の300世帯は、いわゆる母子避難に限定するののか。

避難者支援課長

県内の対象者については、妊婦のいる世帯、18歳以下の子供がいる子育て世帯に限定している。

神山悦子委員

県外の自主避難者には、避難地域の方やそれ以外の自主避難者がいるのでわかるが、県内の対象者を、妊婦、子育て世帯に限定したことは、支援が足りないと思う。県内の自主避難者にはさまざまな人がいて、これから単身高齢者や高齢者夫婦も出てくる。何らかの根拠があつてのこととは思いますが、県内の自主避難者に対する支援の幅を広げるべきだと思う。再度、県の考えを聞く。

避難者支援課長

県内の自主避難者については、従来から、妊婦、子育て世帯を対象に認めてきた経過があり、今回も避難継続の前提に立っているので、その対象区分とした。

神山悦子委員

上限3万円は助かりはするが大変との声もあつて、今でもさまざまな要望が届いてると思うが、変更はしないののか。

避難者支援課長

昨年6月に仮設借り上げ住宅の方針を公表して以降、全国で説明しながら避難者から直接話を聞くと同時に、フリーダイヤルで相談を受けてきた。委員指摘のとおり、確かに3万円では少ない等の意見はあるが、県としては、生活できる環境を整えるため、除染等を初めとしたさまざまな事業の効果があらわれてきていると考え、仮設借り上げについては、平成29年3月で終了した上で、家賃負担がなかった避難生活から負担が生じることになるので、激変緩和と生活再建をみずから考えてもらう趣旨で補助制度で支援することとした。反対意見だけではなく、この制度を活用して前向きに考えるといった意見など、さまざまな意見があるので、この制度をしっかりと進め、生活再建に結びつけてほしい。

古市三久委員

企画調整部の歳入のうち、約131億円が繰入金であるが、これは全て原子力災害に伴うものなのか。それ以外にも何か別の繰入金があるのか。

企画調整課長

企画17ページ、歳入の欄の繰入金の合計については、さまざまな基金から繰り入れられている。例えば、中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金や原子力災害等復興基金等から繰り入れている。

古市三久委員

約131億円の繰入金のうち、原子力災害及び東日本大震災に伴う基金からの繰り入れは幾らになるののか。

企画調整課長

さまざまな基金から繰り入れられているため、調べて後ほど回答したい。

古市三久委員

これから何年先まで繰り入れできるのか。

企画調整課長

先ほど答弁したように、基金ごとに目的や残額がある。一律ではなく個別に見る必要があるので、調べたい。

古市三久委員

それもあわせて、後ほど資料を提出願う。

山田平四郎委員長

ただいま古市委員から要求のあった資料は提出可能か。

企画調整課長

調べた上で後ほど提出したい。

古市三久委員

次に、先ほど話が出たイノベーション・コースト構想と、企画7ページ、地域創生総合支援事業は、企画調整部で統括しているとの答弁があった。地域創生関係の各部の予算は総額で幾らになるのか。また、イノベーション・コースト構想の予算は、総額で幾らになるのか。

復興・総合計画課長

昨年末に地域創生総合戦略を策定した。この戦略はかなり幅広いので、その中で重点プロジェクトに掲げた事業で答弁するが、全庁の平成28年度当初予算は300億円程度である。

山田平四郎委員長

各委員には、執行部が答弁しやすいように、ページ番号や事業名を明確にして質疑願う。

企画調整課長

イノベーション・コースト構想の主な内容については、ロボットテストフィールドや国際産学官共同利用施設事業として、商工労働部で143億円、ロボット産業革命の地創出事業で4.4億円を計上している。

古市三久委員

イノベーション・コースト構想に関連する予算が全庁的にどのぐらいあるのか。事業ごとの資料を提出願う。

企画調整課長

他部局の事業もあるので、調べた上で後ほど提出したい。

古市三久委員

次に、使用していない原子力発電所の送電線等を活用した再生可能エネルギー事業の支援を継続するとの説明があった

が、東京電力（株）の送電線は、どの程度空いているのか。

エネルギー課長

使用されていない原子力発電所の送電線については、今回、新たな補助金で事業を開始しようとしているが、富岡町にある新福島変電所を再生可能エネルギーにも使えるように改修している。まだ改修が終わっていないので、これからになるが、10万Kw以上使える見込みである。

古市三久委員

送電線は複数あると思うが、本県の原発は発電しておらず、東京電力（株）では東北電力（株）から電気を買っていないため、東京から送られてくる電気もあると思う。その分とこちらから送る分があると思うが、それについてわかるか。

エネルギー課長

原発は停止していて発電していないので、既存の原発で消費している電力は、東京電力（株）から受電しているか、東北電力（株）から買っていると思うが、詳細については答弁できない。

古市三久委員

変電所を改修して、再生可能エネルギーに使用することだが、東京電力（株）は補助金を受けて改修しているのか。

エネルギー課長

新福島変電所の改修については、全て東京電力（株）の負担で行うことになっている。

古市三久委員

それは、楡葉・広野町沖の洋上風力発電や太陽光で発電した電気を東京に送るためなのか。

エネルギー課長

洋上風力発電については、東北電力（株）に接続されるが、実証事業の段階で事業化はこれからであるため、今後さまざまな調整があると思う。いずれにせよ東京電力（株）の送電線に接続することになるので、首都圏あるいは関東域に送電されることになる。

古市三久委員

今は電力も含め、地産地消の流れになっている。東京電力（株）は、原子力発電所がなくても、ガスタービンコンバインドサイクルの新型の火力発電所を数多く計画あるいは運転しているが、本県で発電したものをわざわざ東京に送ることが妥当なのか。東北または本県で地産地消で使うことを検討しないのか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり東京電力（株）の送電線に接続すれば、基本的に首都圏に電気を送ることになるが、電力小売が自由化され、制度上、小売事業者は電気を買取ることができるようになった。県内の小売事業者が電気を買って、県内向けに送電することもできるので、それも検討したい。

古市三久委員

送電しても、どこからでも自由には買えるので、福島県や東北全体等にも売電することも含めて考えているのか。

エネルギー課長

東北電力（株）に接続されるのであれば、地産地消としてわかりやすいが、他の電力会社に接続するものは、売電の仕方を工夫して、地産地消するやり方が考えられる。電力自由化によって、4月からは大手の電力会社に限らず、地域の新電力に売電することによって地域で消費することも可能になるので、検討していきたい。

古市三久委員

復興公営住宅について、避難地域復興局長から、今月中に約3,000世帯の入居が決定するとの説明があったが、約3,000戸と理解してよいか。

生活拠点課長

将来の生活設計をしてもらうため、募集を前倒して、平成29年度に入居可能なものについてもあらかじめ入居を決定している。その入居決定戸数が3,000戸である。

古市三久委員

平成29年度までで3,000戸であれば、今現在は何戸入居できるのか。

生活拠点課長

少し先の入居も含めて3,000戸である。年度内の完成予定戸数は1,167戸で、今年度は、その戸数が入居する予定である。

古市三久委員

今年度は平成28年3月までになるが、今年度までで1,167戸、来年度も含めて3,000戸になるのか。

生活拠点課長

完成戸数イコール入居戸数になるが、平成27年度が1,167戸、28年度中の29年3月までに約3,400戸の完成を目指しているので、おおむねその戸数になる。

古市三久委員

この書き方だと3,000戸が入居できると受け取られかねない。復興公営住宅の進捗状況が非常に遅いと言われているが、誤解を招くこともあるので、各年度の実戸数をわかりやすく記載したほうが質問する手間が省ける。5年もたって、やっと入居できる状況なので、なるべく早く入居できるようにしてほしい。相手があるので、うまくいかないのはわかるが、しっかりと実施するよう要望する。

橋本徹委員

企画6ページと同18ページにJヴィレッジ復興再整備事業が計上されているが、再度説明願う。

エネルギー課長

Jヴィレッジについては、2018年夏の一部営業再開と2019年4月の全面営業再開に向けて、現在、全天候型サッカー練

習場と新宿泊棟の再整備を進めている。来年度予算には実施設計と工事着手までの工事費の一部を計上しており、2019年までの必要な工事費を債務負担行為で計上している。

橋本徹委員

来年度予算では、復興サポーター等を委嘱する予算が計上され、Jヴィレッジにゆかりのある選手等を委嘱するとのことであるが、どのあたりを人選するのか。

エネルギー課長

Jヴィレッジの復興サポーターについては、760万円程度予算を計上しているが、具体的に誰に委嘱するかは調整中である。現時点では、日本サッカー協会の大仁名誉会長、田嶋会長、なでしこジャパンの佐々木則夫元監督に依頼しているが、それ以外は調整中である。

橋本徹委員

いつごろ決まるのか。

エネルギー課長

来年度予算が認められた後、具体的に活動を進め、なるべく早い段階で発表したい。相手との関係もあるので、もう少し時間がかかる。

吉田栄光委員

Jヴィレッジ復興再整備事業の債務負担行為で、再整備にかかる工事等として、約46億円が計上されている。発注額が20億円を超えるとWTO案件になるはずだが、該当するのか。

エネルギー課長

全天候型サッカー練習場と新宿泊棟の予算は、それぞれ20億円を超えるが、プロポーザルによる随意契約であるため、WTO手続の例外との整理になっている。

吉田栄光委員

WTO案件から外れると理解してよいか。

エネルギー課長

そのとおりである。

高野光二委員

原子力災害関係基金からの繰入金について、古市委員や神山委員から質疑があった。原発関連のさまざまな基金があると思うが、基金から持ち出していると言われても、どの程度持ち出しているのかわからない。本来、総務部に関するところで、企画調整部に関することではないが、どのような基金がどれだけあるのか見てみたい。基金全体がわかるものをもらえないか。委員長に整理願う。

山田平四郎委員長

あくまで所管事項に関して委員会を開催しているので、基金について説明を受けるのであれば所管事項の範囲で願う。

高野光二委員

執行部にも聞いてほしい。

企画調整課長

委員が述べたとおり、総務部にも関係してくるので、相談したい。

高野光二委員

企画1ページ、原子力賠償被害者支援事業について、個人や法人等を支援する具体的な事業として、予算を計上しているとの説明があった。原子力損害対策担当理事からも、農林業の営業損害賠償について説明があったが、賠償は非常に幅広い。いずれ収束する状況もあるが、その反面、賠償問題は被害があればいつまでも続く面もある。全員協議会で東京電力（株）を呼んだが、損害があるものについては個別事情に応じ、しっかり賠償するとしている。県は相談窓口の立場であるが、東京電力（株）や国に対する県の姿勢を聞く。

原子力損害対策課長

昨年も、県原子力損害対策協議会として、東京電力（株）や国に対して、損害がある限り賠償を継続するように求めた。原子力損害賠償については、おおむね賠償の指針で、一定の賠償がなされているが、被害者の個別事情がある場合は、東京電力（株）との直接交渉やADR申立てを行うことになる。その中で、法律的な知識が必要になってくるので、この事業では、弁護士会と一緒に弁護士相談等を実施しており、今後もこの事業を継続して被災者を支援していきたい。

高野光二委員

本日は、予算の審査なので、区域内と区域外の考え方については、明日の一般的事項の際に詳しく質問したい。そろそろ賠償はよいのではないかと空気も事実としてあるが、被害がある中で、加害者にこれまでの生活やなりわいがなくなったことを訴え、要求することは被害者の権利である。弁護士相談等で支援することなので、引き続き対応するよう要望する。

次に、企画2ページ、チャレンジふくしまパフォーミングアーツプロジェクトについて、プロ作家と若者が演劇等をつくり福島の今をアピールする事業との説明であったが、詳細を尋ねる。

文化振興課長

チャレンジふくしまパフォーミングアーツプロジェクトでは、各委員に案内したとおり3月26日に公演を行うが、主にNHK朝の連続ドラマ「あまちゃん」の主題歌で知られるプロの音楽家の大友良英氏と演劇関係で数多くの賞を受賞している藤田貴大氏から指導を受け、演劇部に入っていない生徒も含めて、中高生が、ことし1年かけて、一つのものをつくり上げるため頑張っている。

高野光二委員

議会で学力向上等が議論されるが、プロや別の世界のものに触れて刺激を受けることで、子供たちは新しい発見や考え方をすることがある。これからの人生や生き方のよいきっかけになると思うので、大事にして頑張ってもらいたい。

次に、企画7ページ、地域創生総合支援事業について、地域おこしを含めて、復興等さまざまな取り組んでいるが、県内

で地方創生に取り組んでいる自治体や団体はどの程度あるのか。

復興・総合計画課長

地方創生に関する自治体の動きについては、本年度中に県内全59市町村で総合戦略及び人口ビジョンを策定することになっている。

高野光二委員

動いている自治体は、19自治体と理解してよいか。

山田平四郎委員長

高野委員に述べるが、本日の審査日程は予算関係議案の審査となるため、地域創生総合支援事業の予算について質疑願う。

高野光二委員

地域創生総合支援事業約8億9,000万円には、PRや指導も含まれると思う。部長から説明があったように、さまざまな状況の中で各自治体では地域創生に取り組んでいるが、ノウハウがなく、県で指導することになっていると思う。予算に関係すると思うので、その状況を尋ねる。

山田平四郎委員長

ただいまの質疑は、地域創生総合支援事業の8億9,000万円の予算の裏づけや使い方を尋ねていると理解してよいか。

高野光二委員

予算を使うに当たって、認可を受けている状況等を聞いている。

山田平四郎委員長

本日は一般的事項に対する質問を行う日ではないため、あくまで予算に関係する事項について質疑願う。

地域振興課長

企画7ページ、地域創生総合支援事業は、いわゆるサポート事業で、来年度分の件数等はまだわからないが、今年度は同様の事業で民間、市町村等も含め、220団体が取り組んでいる。事業名は、地域創生総合支援事業であるが、総合戦略とは直接関連はない。来年度以降は、当事業の市町村枠で、地方創生に資するものを優先的に採択したい。

また、来年度は、サポート事業のほかに、これまで復興・総合計画課で実施していた地域経営事業と総務課で実施していた地域連携調整事業、地域振興課で実施していた過疎中山間地域連携事業の三つを合わせて、新たに県戦略事業として実施する予定である。

古市三久委員

地方創生の深化のための新型交付金は、地方創生総合支援事業に充てられるのか。

復興・総合計画課長

地方創生の深化のための新型交付金は、地域創生を進めるための国の補助金で、補助率は2分の1である。地域創生総合支援事業は、県費で実施する事業で、同交付金を活用する事業は、地域おこし協力隊支援事業等になる。

古市三久委員

この交付金は、地域創生総合支援事業には充てられないのか。わかりにくいので、わかりやすく書いてほしい。国の地方創生に関する戦略では、雇用の創出や新たな圏域づくり等があると思うが、地域おこし協力隊支援事業は、そのうち何を実施することになるのか。

地域振興課長

地域おこし協力隊支援事業については、地域の伝統産業等の後継者を3年間育成し定住してもらうための事業なので、人の流れやまちづくりになると考える。

古市三久委員

人口の流れのようなものに使うのか。

地域振興課長

そのとおりである。

高野光二委員

企画6ページ、電源立地促進費の市町村特定原子力施設地域振興費と特定原子力施設地域振興費について、立地町に交付される核燃税関係の交付金は、本県では受け取らないことにしたと記憶しているが、名目が変わってその財源とは別に国から来ているのか。原発立地地域の振興の意味合いはわからなくはないが、財源はどのような形になっているのか。

エネルギー課長

電源三法交付金による電源立地地域促進交付金に基づく事業は、発電用施設周辺地域振興費、原子力発電施設等周辺地域振興対策費、市町村電源立地地域対策費になる。市町村特定原子力施設地域振興費と特定原子力施設地域振興費は、本県の福島第一原子力発電所の災害などを踏まえて、平成27年度から新たに交付された交付金事業になる。核燃料サイクルについては本県分は交付されていない。

高野光二委員

本県では、過去に電源三法交付金や核燃税と関係のない、別の財源を国から交付されていたと思うが、それとは全く関係ないのか。

企画調整部長

電源交付金の経緯については、事故発生後、これまでもらっていた電源交付金の県分は辞退し、事故影響対策交付金として、電源交付金から振りかえた形でもらっていた。その上で、平成26年度の間貯蔵施設建設受け入れの議論の中で、事故影響対策交付金が福島特定原子力施設地域振興交付金として、国から提示された67億円に17億円が追加され交付されることとなった。

高野光二委員

企画9ページ、総合行政ネットワーク事業は、自治体のネットワークの整備であるが、マイナンバーへの接続も含まれているとの説明があった。マイナンバーについては、将来的に身分証明のカードになると言われているが、個人情報が漏れいするのではないかと心配されている。私のところにもマイナンバーは来たが、カードは申請していない。役所に問い合わせたところ、急いで手続する必要性はないとのことで、役所では余り積極的ではなかった。これまで大丈夫とされながら漏れいしているの、セキュリティーの対応や安全対策について説明願う。

部参事兼情報政策課長

企画9ページ、総合行政ネットワーク事業8,050万8,000円の予算の中で、将来的にほかの団体と連携してマイナンバー情報をやりとりするための予算を計上している。ほかの団体と連携してマイナンバー情報をやりとりするためには、中間サーバーと宛名システムが必要になるが、今年度中にシステムを構築し、来年度以降はテスト等を行っていくので、その運用経費として984万8,000円を計上している。

委員から質問があったマイナンバー関係のセキュリティーについては、先週の整理予算の審査の際に説明したが、マイナンバー情報を漏れいしないように徹底的に守ること、将来的にはLGWANといわれる総合行政ネットワークを通じて連携するので、LGWANとインターネットを完全に分けること、県と市町村のインターネットセキュリティーの入り口を一本化して、セキュリティーを上げながら経費の節減を図るセキュリティークラウドを設置することの3つの対策を、自治体として講ずるよう国から言われている。

企画9ページの情報通信基盤運営事業の約10億円がセキュリティー関係の予算で、内訳は、通常のネットワークの維持管理に約3億円、前回は平成21年度に更新したが7年が経過してネットワーク機器の更新時期に当たっているため、その更新に約2億円、そのほかの約5億円がセキュリティー関係の予算である。

神山悦子委員

避難地域復興局長説明要旨に、「住まいに関する意向調査の結果に基づき、必要な世帯には戸別訪問を行う」と記載されているが、この意向調査は今月いっぱいまでとの話である。戸別訪問する人の手当て等の事業費が必要だと思うが、予算はどこに計上されているのか。

避難者支援課長

住まいに関する意向調査については、平成29年3月で、仮設借り上げ住宅の供与が終了する世帯に対して調査するものであり、その後の対応経費は、企画12ページの災害救助法による救助約65億円の中に事務的な経費が含まれている。

神山悦子委員

国の指針等を受けて、来年3月で一旦切られてしまうが、訪問する人の配置や予算に関する考えを聞く。

避難者支援課長

来年度で供与期間が終了し、必要な世帯には戸別訪問等をして確認作業を行うが、その作業に必要な人員については、避難地域復興局、企画調整部はもちろん、庁内の各部局にも応援してもらおう予定である。46都道府県に避難者がいるので、受け入れ都道府県にも一定の人的協力等を調整している。経費については不透明なところはあるが、例えば、超過勤務等が発生すれば災害救助費の中で工面する予定である。

神山悦子委員

受け入れ都道府県は別にして、基本的には現体制の中で、各部の応援をもらいながら実施するとのことであるが、何人程度の体制を考えているのか。

避難者支援課長

ただいま調査結果を集計しており、作業量はその結果によるが、受け入れ都道府県には最低でも2人体制で回ってほしいので、それが可能となるよう依頼している。また、各部局に依頼して、避難地域復興局兼務で応援してもらおうことになると思うが、詳細は調整中である。

神山悦子委員

それも含めて、災害救助費に事務的な経費が含まれているとのことだが、仮設借り上げ住宅が来年度までに明け渡しになるので、この1年は相当力を入れてやることになると思う。アンケート調査費用も含まれていると思うが、相当な労力があると思うので、しっかり予算をとって、丁寧にやらなければならない。避難者があちこちにおいて大変だが、県で全部やるのか、市町村の協力はしないのか。

避難者支援課長

委員指摘のとおり、最大限の体制できめ細かく対応したい。現在、県内の市町村と調整しているので、最終的には、本県の職員と、全てではないが県内市町村及び受け入れ都道府県の職員に協力してもらおう考えである。

山田平四郎委員長

さまざまな数字が決まったら連絡願う

。

避難者支援課長

整理ができた段階で示したい。

神山悦子委員

ことは本当に大変だと思う。5年がたって、いよいよ先の見通しが迫られる。住まいには福祉的な意味や人権の問題もある。行き先が決まっている人はよいが、決まらず最後に残るのは高齢者世帯ではないか。その意味で、避難地域の自治体はもちろん、受け入れ市町村とも連絡体制をとりながら、県のきめ細やかな対応を改めて求める。

次に、企画15ページにアクアマリンの修繕費等が計上されているが、これは震災や津波によるものか。修繕の進捗状況も含めて、新年度以降はどの程度まで進めていくのか。

生涯学習課長

震災関係の復旧事業は全て完了している。水族館は特殊な施設で、開館以来15年たっているため、計画的に修繕している。今回、ふくしま海洋科学館施設修繕事業の予算では、ガラスシーリング、木床、鉄骨部分の塗装修繕工事を計上している。今後も計画的に修繕を進めたい。

高野光二委員

企画13ページのアーカイブ拠点施設関連事業とジャーナリストスクール開催事業の詳細を尋ねる。

生涯学習課長

アーカイブ拠点施設関連事業については、東日本大震災及び原子力災害の記録と教訓を国や世代を超えて継承し共有するために、拠点施設を整備し、新年度については、国の補助金を活用して、施設の規模や構成、整備スケジュール等を内容とする基本構想の策定や震災資料の収集強化等を図る予定である。

次に、ジャーナリストスクール開催事業については、本年度まで、子供たちによるふるさと福島の学び事業を実施していたが、本県の子供たちが、復興に向けた地域の現状や課題等に触れながら、福島の未来を考え表現する事業である。ジャーナリストスクールは、昨年度と今年度に続いて実施するものであるが、未来を担う子供たちが県内で復旧復興や文化・スポーツ等で活躍したり、頑張っている個人や団体を取材して、新聞にまとめ県内外や世界に発信する内容で、2泊3日で新聞をつくり、被災者や各学校に配布し、子供たちの育成に役立てる事業である。

高野光二委員

企画16ページ、スポーツ選手育成指導費には、ふくしまから世界へ!「ふくしまJアスリート」強化支援事業などの事業があるが、プロスポーツ選手も含めて、アマチュアの選手でも頑張ろうとするときには経費がかかる。上位成績をおさめることで、県民に影響を与えることもあって、県はこれらの予算で積極的に強化を支援しているが、もう少し予算があったほうがよいのではないか。各事業の詳細を尋ねる。

スポーツ課長

初めに、ふくしまから世界へ!「ふくしまJアスリート」強化支援事業については、今年度はふくしま夢アスリート育成支援事業として実施していたが、来年度は21歳以上のアスリートも対象としたJクラスアスリート支援事業を加えて実施するものである。

次に、ふくしまスポーツVプロジェクトについては、国体等の全国大会で上位入賞が期待される競技団体を対象にアドバイザーコーチの指導のもと、強化練習会や強化試合等を通して、本県選手の競技力の強化を図る事業に支援するものである。この事業の対象となる競技団体は、陸上競技や水泳等を初め10競技団体を想定している。

最後に、ふくしまチャレンジアスリート育成支援事業については、全国大会での入賞や国体のブロック予選突破に向け、各競技団体の一貫指導マニュアルを利用した強化合宿等を計画的に行う競技団体に対し支援するもので、テニスやホッケーなど22競技団体を想定している。

高野光二委員

国体やさまざまな大会で上位の成績をおさめ、またそれが見込まれる選手をさらに強化して来年につなぐと理解したが、本県は地元開催以外の国体では上位の成績はなく、最近では36位が33位になったと思うが、どうか。

スポーツ課長

国体の成績については、それまでの強化事業等が功を奏し、平成7年のふくしま国体で男女総合成績1位となって、天皇杯、皇后杯を獲得して以降、9～13年は、男女総合成績10位台をキープしていたが、14年の高知国体で、得点が絡むベスト8をかけた闘いで負けが続き、30位台に落ちた。その後、すぐに20位台に復帰し、そのまま推移していたが、22年の千葉国体から3年は40位台に低迷し、その後、35位から34位となって、昨年は、31位まで成績を上げてきた。来年度は、先ほどの事業を展開して、20位台突入を目標に頑張っていきたい。

(3月15日 (火) 企画調整部)

神山悦子委員

委員長と各委員に委員会の進め方について意見と要望がある。先日の生活環境部の一般的事項の質問の際には、吉田委員から、私が1時間も話をしているとの発言があった。私は、関連質問が入ることはいとわないが、1時間もたっていないかと思う。当委員会は、復興や避難者支援等、さまざまな問題を審査する大切な委員会である。その意味で、政党や会派を代表し、また各地域から選ばれた我々の声を十分に反映して、県当局に対してチェック機能を果たしていく役割がある。その立場から質問や要望も含めて意見交換し、十分な審議ができるよう委員長のもとで取り計らってほしい。時間は確保されているので、委員の発言を保障するとともに、企画調整部のように事務局的な役割を担っているところは、多少広がる部分はあるにせよ、当局の判断に任せ、その範囲で答弁させて、自由に活発な討論になるよう取り計らってほしい。

山田平四郎委員長

私は意見を閉ざしたことはなく、関連質問をやってはいけないとも言っていない。時間が長い等も発言していないので、活発に意見願う。

古市三久委員

人口減少に対する取り組みについて、希望出生率は、国民の希望がかなえられた場合の出生率とのことであるが、本県は、2.16人にしたと思う。県民のどのような希望がかなえられた場合に、この数字に到達できると考えているのか。

復興・総合計画課長

希望出生率2.16の達成に向けては、人口ビジョン策定の段階でアンケート調査を行っている。その中で、結婚については、雇用や経済力の安定、仕事と家事育児の両立、出会いの場が少ない等の意見が大部分を占めていたので、それらに対して重点的に施策を打っていく。

古市三久委員

結婚、出産、子育て、仕事、定住二地域等がかなえられなければ、希望出生率2.16の達成は困難だと思う。計算式もあるようだが、それらに対して、県は今後、どのような施策を打っていくのか。2040年はおおむね25年先の話である。この目標を達成するためには、人、物、金をつぎ込んでやっていかなければならない。目標の実現に向けて、今後どのように進めていくのか。

復興・総合計画課長

子供を産み育てやすい環境だけではなく、仕事づくりや魅力があってさまざまなところから訪問してもらえる状況づくり、まちづくりを総合計画の4本の柱にしている。それらへの集中的な取り組みを通じて、4本の柱を総合的に達成し、出生率の向上を目指していきたい。

古市三久委員

本県は、今後5年間、復興・創生期間を迎える。イノベーション・コースト構想は、仕事や雇用も含めて考えていると思うが、県で200億円、国で283億円の事業を行うことになる。人口減少に対する雇用や人の移動等も考慮して実施していく意味では、同構想も地方創生に入ると思うが、それによって、どの程度の雇用が生み出されるのか。

企画調整課長

イノベーション・コースト構想には、浜通り地方の災害復旧や新たな産業の創出、商工業、あるいは農林水産業を回復させ、地域経済や雇用の回復を図る目的があり、主に浜通り地方を中心に事業を展開していくこととしている。手元に配付した資料に記載されているとおり、来年度は、拠点整備を進めるとともに、商工労働部では、浜通り地域に企業を誘致するための予算を70億円程度計上し、企業誘致を図りながら雇用の創出を図ることとしている。県全体では、商工労働部の所管になるが、企業立地補助金等も活用しながら、企業誘致と雇用創出を図っていく。

古市三久委員

浜通り地域でこれらの産業が実現すれば、何名程度雇用できるのか。

企画調整課長

現時点で具体的な数字は持っていない。現在も検討会を設け、国や有識者と検討しているが、いずれにしても、イノベーション・コースト構想によって産業の核をつくり、関連産業を集積させ、それに当たっては、さまざまな生活環境等も整備していく必要もあることから、それらを総合的に整備しながら、雇用の確保を図っていく。

古市三久委員

国のまち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」の東京一極集中の是正や若者の就労・結婚・子育て希望の実現等の3つの基本的視点をトータルで実現しないと、希望出生率2.16の実現は難しい。これは県でできる仕事ではなく、国の政策だと思う。地方創生のサブタイトルは、ローカルアベノミクスの実現となっているが、県はどのような方向で進めていくのか。

復興・総合計画課長

国の地方創生の基本方針2015の中で、ローカルアベノミクスの表記が出てくるが、東京圏に集中している人材や資金を地方に回すことによって、ローカル的な経済の活性化につながると思う。今回の総合戦略で言えば、企業立地や県内企業の上場支援の取り組み等を通じて就業者数をふやし、労働生産性を高める必要がある。県としては、ICTを使った効率化を初め6次化やブランド化による高付加価値化に取り組みながら労働生産性を高め、地域経済の活性化やローカルアベノミクスに貢献できる事業を実施していきたい。

古市三久委員

アベノミクスが現在どのような状況になっているのかについては、さまざまな意見がある。アベノミクスを地方に波及させて、地方経済を活性化させ、それによって雇用を確保しながら人口減少に歯どめをかけていく方針だと思うが、今の経済状況や若者の非正規雇用の増大、派遣法の改正等は簡単な問題ではない。国の制度にかかわる問題が多く、法整備をしなければならない問題もたくさんある。

安倍総理は、本県の復興を地方創生のモデルにしなければならないとも言っており、本県の復興は非常に注目されていると思うので、地方創生に資する復興が問われている。国の制度にかかわる問題を含め、復興・創生期間の5年間、あるいはそれ以降の予算も国にしっかりと求めてほしいが、部長の考えを尋ねる。

企画調整部長

本県の復興が地方創生のモデルになるような取り組みをしっかりと国に働きかけながら実施していくべきとの質問であ

るが、昨年、国勢調査が実施され、本県の人口は、5年前の平成22年に比べてマイナス5.7%となり、国勢調査が開始されて以来最も大きい減少幅を記録した。その観点で、地方創生が人口減少対策から始まっていることを考えると、本県の復興と地方創生は多分に重なり合う部分があると認識している。

人口の社会増、自然増対策はそれぞれあるが、自然増対策は、雇用制度や年金制度等、さまざまな制度的なものが関係しており、昨年策定した総合戦略にも、自然増対策は国に働きかけていかなければならず、自治体で実施可能なものは、どちらかと言えば社会増減対策であると記載した。国では、現在保育所のことなどさまざまな議論がされているが、知事も子育て知事応援同盟に入っているので、出生率や自然増対策の問題は県単独だけでなく、他の自治体と協力しながら、全国知事会等を通じて、国に働きかけていくことが有効な手段の一つだと思っている。

人口の社会増対策は2つあるが、本県は、社会減を中心に1996年から人口減少が始まって、2000年の1桁台半ばから毎年約1万人が減少する構造的な問題を抱えていたので、これについては復興としてではなく、過疎・中山間地域を中心にそもそも本県に内在していた課題として、働く場づくりを初め実施していきたい。さらに、浜通り地域は原発関連で1万人程度の雇用があったが、これを喪失したことをベースに、イノベーション・コースト構想を掲げて、失われた浜通り地域の産業や雇用を検討しているので、より厳しい状況ではあるが、同構想の大きな仕掛けにしっかりと取り組んでいきたい。こうした認識のもと、昨年末に復興計画を改定し、総合戦略を策定した。

高野光二委員

新年度から、復興・創生期間が始まる中で、各自治体が地方創生に関する積極的な取り組みを採用していくことが一つの目玉となっている。昨日の答弁の中で、取り組もうとしている自治体は19市町村との答弁があったが、本県には59市町村がある中で、それぞれが人口減少や雇用等のさまざまな課題を抱えながら、国が掲げる新しい事業に取り組むことは大きな目玉ではないか。その中で、各自治体が企画して実施することはハードルが高い部分もあるので、県としていかにサポートしていくかが一つの鍵ではないかと思うが、どうか。

復興・総合計画課長

昨日の答弁でははっきりと述べていなかったかもしれないが、県内の全59市町村で、地方創生の取り組みを進めることとしている。地方創生の取り組みでは、各地方振興局において、地域ごとに意見交換会を実施し、また、戦略案や柱が固まった際には、全市町村に集まってもらい意見交換等しながら相談会等を進め、求めに応じて市町村を訪問し、問題を話し合いアドバイスしている。また、避難地域の12市町村は特別な事情があるので、地方創生を担当している内閣府の担当者に来てもらい、特別に意見交換会や相談会等を開催してきた。また、通常業務でも電話やメール等でわかるように相談に応じている。

高野光二委員

昨日、聞き違いをしていたようで、県内59市町村で取り組んでいると聞いて安心した。国の目玉事業に取り組んでいる市町村が19市町村だとすれば、残念な進みぐあいだと思ったのであえて質問した。確かに、自治体はその時々の政策に翻弄される部分はあるが、予算がつきやすく、さまざまな支援が伴うので、今の時期に合った事業であると思う。今のようにならば各自治体をサポートすることが県の大事な役割であると思うので、ぜひきめ細かに対応願う。

次に、再生可能エネルギーの推進について、部長の説明要旨に記載されている、空き家対策と一体となった再生可能エネルギー設備等の導入には、被災地域の家屋が取り壊されて、更地になったところに、積極的に太陽光等を設置することも含まれると思う。地域でそれを説明しても受け入れがたい状況にあるので、補助制度の活用や県が再生可能エネルギーの推進に向けて積極的に取り組んでいることを強力に宣伝することが重要だと思うが、どうか。

エネルギー課長

空き家対策と一体となった再生可能エネルギー導入の推進事業では、エネルギーの地産地消や自家消費の取り組みを来年度に新規事業でモデル的に取り組んでいきたいと考えており、中古住宅等を活用して、県内3カ所で再生可能エネルギーや省エネ設備を活用した、エネルギーの効率的な利用をモデルとする取り組みを実施したい。その中で昨今、空き家対策が問題となっているので、空き家等を活用して、これらの取り組みを実施していくことが、当事業のコンセプトである。実際にどのような中古住宅や空き家を活用するかは、地元の市町村と調整しながら進めていきたい。

高野光二委員

空き家の屋根や空き地にソーラーパネルを設置し、発電したエネルギーを家庭で利用したり、余剰電力を売電する実証事業と理解したが、その理解でよいか。

エネルギー課長

委員指摘のとおり、今回のモデル事業では、太陽光パネルの使用や断熱改修のほか、地中熱を活用したヒートポンプや太陽熱を使った再生可能エネルギー等を複合的に導入して、先進的な再生可能エネルギーや省エネ事業に率先し取り組んでいくことを考えている。その中で、せっかくやるのであれば、空き家を活用し、例えば、地域おこし協力隊や復興支援員に住んでもらい、光熱費がどの程度削減されたかや実際の問題を調査して、今後の取り組みに生かしていきたい。

高野光二委員

わからないわけではないが、将来に向かって、再生可能エネルギーを積極的に進めている中で、実証をしている段階なのか。それについては民間事業者である程度のデータを持っており、再生可能エネルギー事業の目玉となるのか疑問を感じる。結果的によい方向に結びつくと思うので否定はしないが、今さらといった感じはある。

踏み込んで話をすれば、被災地域は荒廃家屋や被災家屋の取り壊しが進み、更地となる可能性が高く、実際に更地になっている。能力がある人はやっているが、そこにも、積極的に太陽光等を推進したほうが、県が目指す原子力に頼らない県土づくりにより近づくのではないかと思うが、どうか。

次長（地域づくり担当）

避難地域の取り壊し家屋等の跡地を活用した再生可能エネルギーの拡大に関しては、この地域は、電力消費がないために電力系統への接続が難しいとか、人手が足りないなどの問題があり、さまざまな意味で事業化が難しい地域であるため、避難地域に向けては、東京電力（株）の原子力発電所の不使用送電線を活用した送電網の提供や国の特別の補助制度を活用して、土地が農地や宅地、雑種地、原野である場合もあるが、今後も再生可能エネルギーの普及拡大に真剣に取り組んでいく。

高野光二委員

今答弁があったように、受け入れる範囲があって許容以外のものはつなげない実態があるので、50Kw未満の小規模の太陽光については非常に難しい。例えば、私の地域の場合、東北電力（株）の買い取りや、蓄電システムも含めて、別な地域に電力を送る状況も改善しなければ問題解決にはならない。買い取ってくれる方がいっぱいと言われれば、やりたくともできない状況があるので、現在の制度やシステムを大きく見直してもらえれば、さらに普及すると思う。制度を見直すことは可能か。また、可能ならば、県で努力してほしいが、どうか。

次長（地域づくり担当）

現在、小規模な再生可能エネルギー事業が抱えている小規模であるがゆえの事業の困難さへの対策については、これまでも避難地域には、先ほど答弁した手厚い補助を考えてきたが、今後も、小規模なものや余剰電力の売電による自家消費等、多様な電気の使い方を実現していきたい。先ほどの空き家対策と一体となった再生可能エネルギー設備の導入についても、全量売電のみを進めていくことは、今後、電力系統の問題にひっかかる可能性がある一方で、蓄電池や省エネ、熱を使って、自分のところである程度消費して、エネルギーの自立したモデルをつくり、電力系統のハードルを乗り越えるとともに、空き家を活用して、地域振興の拠点にも使っていきたいとして実施している。

避難地域には、今後は、広大な農地や宅地等の使われない土地が出てくると考えているので、再生可能エネルギーでその土地を活用していけるモデルをつくっていきたい。現在、小規模なものに対する県の特段の制度はないが、今後、国との協議の中で、福島新エネ社会構想も進めていくので、避難地域を再生させる新しいモデルをその地域でつくれるよう頑張っていきたい。

高野光二委員

自宅が警戒区域内にあるので、新しくソーラーパネルを設置して、自分のところで消費しながら余剰電力をあげようとした場合、さまざまなハードルがあることは私自身痛感している。法整備をして、新たに取り組む人が取り組みやすい制度にすることを進めてほしい。

また、更地にすると、固定資産税額が上がり、建物を残して宅地のままにしておく住民の気持ちもあるので、ソーラーパネルを敷くことで雑種地として取り扱う方向も選択肢にあるのではないかと。被災地ならではのさまざまな状況があるので、答弁にあった積極的な考えをさらに進めるよう希望する。

次に、原子力損害賠償について、住宅確保損害については、県の努力もあって、一定程度かち取れたと思っている。このことは、よい結果を出したが、逆に、被災地の方々が別の避難地域に移り住み住宅を確保しやすい要因にもなった。結果的に、被災地域に住宅を持ちたい住民にはよいことになったが、一方で帰還してもとの地域で生活する確率は非常に少なくなった。痛しかゆしの部分はあるが、賠償では県の努力に感謝し、よい結果になったと評価している。

一方で、農産物や営業損害、商店街等の課題が残っている。それについては、けさのテレビで報道があったが、被害のあった県内企業の半分以上は、もとの売りに戻っていないとのデータもあるので、これからますます復興する意味で、賠償の問題が少しでも進むよう、県としても積極的に後押ししてほしい。

そこで、私も質問したが、避難指示区域外の避難者に対する賠償が問題になっている。東京電力（株）では、個別事情による損害があれば賠償するとしているが、具体的に要求をすると、ほとんど受け入れられないのが実態である。避難指示区域と区域外の見えない線によって、賠償額が違っていることが地域のコミュニティーを阻害している。精神的賠償も間もなく切れて、賠償がだんだん終息に向かっていく中で、賠償であれば最もよいが、例えば、避難指示区域外の住民に対する支援策や賠償と同等あるいは賠償に関する対応について、県の考えを聞く。

原子力損害対策課長

避難指示区域外の賠償については、市町村等で構成する原子力損害対策協議会で、東京電力（株）及び国に対して、個別具体的な事情への対応も含めて、損害の範囲を幅広く捉えて、賠償するよう繰り返し求めてきた。また、賠償だけでは事故の影響等が解消するわけではないので、国に対しては、生活再建に資する施策等も合わせて実施するよう申し入れている。

高野光二委員

ぜひその努力をしてほしい。例えば、高速道路や医療費の無料化の制度は被災者には大変ありがたいが、同じ自治体で

その恩恵にあずかっていない方には違和感がある。一定期間、後追いでも構わないが、ある程度自治体の範囲を平準化する呼びかけをし、地域コミュニティの創出や違和感を緩和する努力を期待したい。答弁は難しいと思うので、意見も含めて、機会があれば、その考えも添えて検討願う。

次に、避難地域復興局長の説明要旨に記載されている復興公営住宅の入居者に対する支援について、孤独死も含め孤立を防ぐことが大変重要になってきている。県は、支援員の増員を含め力を入れているが、支援員の能力や対応の仕方に問題があるとも聞いている。昨年の12月補正で支援員の増員を打ち出しているが、その評価と改善点を尋ねる。

生活拠点課長

当課では、コミュニティ交流員として、入居者同士や入居者と地域コミュニティを橋渡しするスタッフを委託で対応している。コミュニティ交流員については、入居者と地域住民との関係性が非常に重要であるため、普通に話ができる関係を築く部分で、スタッフの研修も委託の仕様に盛り込んでいる。受託者と逐次調整しながら、資質の向上に努めていきたい。

高野光二委員

せっかくよい取り組みをしても、言葉一つや、相手への伝え方、個人の受け取り方によってトラウマになる可能性もあると聞いている。慎重に取り組むよう期待する。

神山悦子委員

当初予算の審査の中で、自主避難者に対する県独自の制度について答弁があったが、昨日、全国の自主避難者が継続を求める署名を国に提出した。県と受け入れ先、避難地域の各自治体に対しても、同じ趣旨で6万人を超える署名が出されたようである。自主避難者に対する県独自の制度は、ある意味評価できるが、家賃負担も発生する点では、そこに住み続けられるのかといった切実な声も出されたようである。県も苦渋の選択をしたかもしれないが、5年を区切りとして6年目で打ち切るのではなく、もう少し時間が欲しい。賠償や支援はいずれ終期を迎えるとしても、6年目で打ち切る場合は、方向性をこし決めなければいけない。アンケートの結果は出ていないのでわからないが、難しい状況にあると思う。

自主避難者からこのような要望が出されていることについて、県ではどのように受けとめているか。

避難者支援課長

けさの新聞報道にあった署名の提出について、我々には直接提出されていないので詳細は確認できていないが、新聞報道等では供与期間延長の要望と認識している。昨日も答弁したとおり、県としては、これまで県内の生活環境を整えることに注力してきたが、平成29年3月で丸6年を迎え、おおむねめどが立つと判断した。また、昨年6月に方針を示した時点では、終了まで1年9カ月を確保したので、県としては最大限考える時間をとったと考えている。

今後の住まいに関して決めかねている方がいるとの声は聞いている。さまざまな事情はあると思うが、長期化してきたことで、避難生活がある意味定着していることも要因にあると思う。県としてはそれぞれの事情にしっかりと耳を傾け、寄り添いながら、今後の住まいを検討してほしいと考えている。

神山悦子委員

継続すべきである。この1年間は引き続きいろいろな声が出てくると思う。県は県内外の自主避難者に対する家賃助成制度をつくったが、今の状態では、それに当てはまらず困る人が必ず出てくる。全体として現在の方向に向かったとしても、そのときにどうするのかは新たに考えておくべき課題である。原発事故がなければこれほどばらばらにはならず、また長期間戻れない状況にはならなかったもので、県は、さまざまな場面で絶えず避難者一人一人への支援を忘れず、あらゆる

る場面で、ほかの災害とは違った対応をする必要がある。この件に関しては、その都度意見するとともに、引き続き継続的な支援を図るよう意見する。

避難者に対する住まいの問題で、昨日、特定延長の考え方が示された。県の説明では、原則来年3月で終了することとし、地震や津波の被害を受けた方で、まだ進まないときには延長もあり得るとのことである。延長される地域も含め、再度中身を説明願う。

避難者支援課長

昨日方針を示した特定延長について、避難指示区域以外は、平成29年3月で仮設借り上げが終了し、津波被害等による防災集団移転や高台移転事業等の公共事業の進捗によって、一部、供与期間中に自宅の再建が間に合わない避難者が見られる可能性があるため、その避難者に向けた制度である。宮城県や岩手県で導入されているが、本県でも同様の趣旨で導入する。対象市町村は、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、新地町の5市町である。

神山悦子委員

これはある意味当然で、地震・津波被災地域の考え方が示されたことは評価できる。自然災害に対する復興公営住宅は市町村が建設し、延長も含めて先ほど説明があった形で対応されることは理解した。原発避難者については、一律にすることは問題があると思うが、自主避難者等も含めて国では来年3月に解除して戻す方針で、県もその方針を掲げている。原発避難者に対しては、避難区域内の市町村は、状況によって延長されることもあると思うが、一応来年3月で避難解除される。県土木部が復興公営住宅を建設するが、既に避難解除されている広野町、川内村等の住民は復興公営住宅に入れず、楡葉町については去年9月に解除されたので検討中との報道もあり矛盾がある。原発避難者で住宅の再建ができにくい高齢者などの住まいはどうになってしまうのか。もう少し内容を示してほしい。

避難者支援課長

避難指示区域外の仮設借り上げ住宅の供与期間については、先ほど述べたとおりの方針である。避難指示区域については、昨年6月に述べたとおりまだ判断をしていないので、これから判断することになる。よって、楡葉町は、その範囲に入るので、今後判断することになる。特定延長の考え方は先ほど答弁したとおり、自宅の再建計画や方法は決まっているが、実際の再建作業や工程が公共事業の進捗等の理由で長引いて、物理的に供用期間終了まで自宅を再建先に移転ができない状況に鑑みて、この制度を導入することとした。

神山悦子委員

その時々合うさまざまな制度をつくり、時間の経過とともに柔軟に対応していかなければ救えない人が出てくる。住宅の問題は改めて大変である。楡葉町は、避難指示が解除された後も約6%の住民しか戻っていない。除染をして、学校や病院等の一定のインフラは整備したようだが、全部が整っていない中で、一定部分を改良して帰還させることになっている。これから避難指示が解除される場所の住民はそれを見ているが、まだ大変ではないかとの声が出てくるのは当然である。国の指針どおりではなく、県がしっかりと避難者の立場に立たないと、解除ありきになり、南相馬市や葛尾村では困っている。町が解除を決めても、数カ月期間が延びるのはそういったことがたくさんあるからだと思う。法律的に救えるものがもっと必要だと思うが、答弁を求めることは難しいので、改めてそのことを指摘しておく。

次に、賠償の問題について、先日、商工3団体が東京電力(株)に申し入れをし、それに対して同社から回答があったが、避難区域以外の営業損害賠償についてはよくわからない。相当因果関係に対する意見に対しては、やはり書類を出せとの回答になっている。あちこちで個別に対応すると出てきて、県は適時適切になどと言っているが、この回答を見ただけでは賠償につながるのかわからず、心もとないと思っている。商工3団体に出された東京電力(株)の回答に対する県

の考えを聞く。

原子力損害対策課長

先日、商工3団体から東京電力（株）に意見を出したが、それに対して東京電力（株）からは、被害者が書類を出して相当因果関係を説明することは難しい部分があるので、職員が直接事業者を訪問し定性的な要因も踏まえて相当因果関係を判断するなど、柔軟に実施していく旨の回答があった。

神山悦子委員

改善する方向になったと見えなくもないが、最終的には東京電力（株）が判断し、加害者が勝手に決めていくことになる。商工団体を初め農業についても、賠償の問題は皆納得していない。再度、東京電力（株）や国に、県が対応を求める機会が必要だと思う。原子力損害対策協議会の全体会を開くように言ってきたが、そろそろ開く必要があるのではないか。去年6月の開催以降、開催されていないが、来年度はどのように考えているのか。

原子力損害対策課長

昨年6月に全体会議を開催し、その後も要望活動を行った。来年度については、来年1月以降の農林業に係る営業損害の賠償の考え方が示されていない問題等があるため、関係団体と連携をしながら、適時適切に協議会の活動を検討していきたい。

神山悦子委員

端的に聞くが、全体会を開く意思はあるのか。

原子力損害対策課長

今ほど答弁したとおり、今後どのように活動していくかは、関係団体と連携しながら一緒に考えていきたい。

神山悦子委員

否定も肯定もしないので、必要があれば適切に全体会を開くと受けとめる。その方向でやってほしい。

先ほど提出されたイノベーション・コスト構想の資料には、県事業が約200億円、国事業が約230億円とあり、そのうち県は、国の事業のうち147億円を予算化しているとある。国の事業であるのに、県の負担が求められるのか。県と国の事業はいずれも県が負担することになるのか。また、それについては、国から10分の10の負担はあるのか。

企画調整課長

先ほど配付した資料について説明する。県事業200億円については、県の各部署で来年度予算を計上している。国事業については、国全体で、イノベーション・コスト構想に係る来年度予算を230億円計上しており、県ではこのうち147億円を使って、県事業を組み立てている。

神山悦子委員

国予算230億円のうち147億円を使うとのことであるが、県で予算化しているものとの違いがわからない。再度、説明願う。

企画調整課長

県事業200億円から147億円を差し引いた約50億円は、基本的に国10分の10の交付金であるが、対象にならないものもあるため、県の基金から繰り入れて、県事業200億円を組み立てている。なお、資料3ページ括弧書きの予算を足し上げると147億円になる。逆に、括弧書きをしていない41億円（⑤東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン）については、文部科学省が富岡町に廃炉国際共同研究センターを整備するための予算で、国で直接予算を立て、事業が行われる。

神山悦子委員

国事業のうち県が147億円分を実施すると理解したが、県が実施するものを含めると、1～2ページの県事業200億円になると理解してよいか。

企画調整課長

基本的には委員の考えでよいが、どうしても交付金の対象にならない部分があるので、それを足し合わせて200億円になる。例えば、資料2ページの⑥再生可能エネルギー復興支援事業については、県の基金を充当する事業である。

神山悦子委員

イノベーション・コースト構想で、浜通り地方の復興にとって、原動力となる事業が数多く展開される中で、昼のNHKニュースでも報道されていたが、再生可能エネルギーは、GDPを押し上げ、雇用の拡大にもつながって、経済的によい効果を生み出すことが指摘されている。本県では、地産地消型や地域指導型等を含めて、大手企業が実施する再生可能エネルギー事業によって、雇用が創出されると思う。新年度はこの事業を進め、この程度の雇用を目標にしたい等はないのか。なかなか計算はできないとのことであるが、雇用創出や経済波及効果をそろそろ示してほしいが、どうか。

エネルギー課長

再生可能エネルギー導入に係る雇用の創出に関しては、例えば、産業メーカーの参入等により産業集積が進み、再生可能エネルギー設置業者等の雇用はある。新たな産業集積に当たっては、商工労働部が所管している県の企業立地補助金等に雇用要件等はあるが、どの程度の雇用が創出されたかは、当部では把握していない。少なくとも震災後は、多くの企業が参入してきていると認識している。

神山悦子委員

これについてはいつも並行線になる。確かに、企業立地補助金には雇用要件があるので、はっきりとわかるかもしれないが、企業立地補助金を使わなくても、県の予算や国の補助金を使って再生可能エネルギー事業を展開する中で、このくらいの雇用を見込んでやりたい等はあるべきである。例えば、ドイツなどのヨーロッパの進んだ国では、雇用創出効果を出している。

先ほど古市委員から話があったとおり、地方創生にはさまざまな異論はあるが、安倍総理は福島を地方創生のモデルにしたいとも言っている。再生可能エネルギーが新しい産業部門であることを考えれば、雇用創出の見込みや目標を持って事業を展開しなければ、本当の復興にはならない。そこに地元企業を入れる仕組みをどのようにしてつくるのが問われる。地域創生につながるように、再生可能エネルギー分野を展開させていくことが必要だと思う。今後、雇用も含めた考え方を示してほしいが、どうか。

エネルギー課長

再生可能エネルギーの導入に当たっては、例えば、配付したイノベーション・コースト構想の資料2ページに掲載されている⑥再生可能エネルギー復興支援事業で、県内企業から一定割合の資本や融資を得ること等を条件に補助する仕組みとしている。また、県内企業を積極的に活用することも依頼している。再生可能エネルギー産業や雇用政策は商工労働部でも進めているので、産業創出課を含め商工労働部とも認識を共有したい。

神山悦子委員

先ほどから質問されてきた送電線の活用は当然のことだと思う。これまで原発で発電された電気は首都圏に送られてきたが、メガソーラーや洋上風力発電等で発電させた電気も首都圏に送られるのか。

エネルギー課長

原子力発電所の不利用送電線は、もともと首都圏に送っていた送電線なので、これに接続する場合はそうなる。

神山悦子委員

再生可能エネルギーはどんどん推進すればよいと思うが、常磐共同火力（株）の石炭火発の高効率化を含めて、原発にかわる再生可能エネルギーに大手がさまざまなノウハウを持って参入し、今までどおり首都圏に送っていてよいのか。東京でも水素の開発を進め、各地域で地産地消型のエネルギーを進めている。本県は原発によってこれだけの被害を受けて、自立したエネルギーを目指し、産業や経済が復興した姿を見せることが、本当の復興になり、地方創生のモデルにもなると思うが、それが弱いと思う。仕組みはつくったとしても、地元で完結する地産地消型が見えてこず、大手が実施することしか見えてこないが、どうか。

エネルギー課長

イノベーション・コースト構想については、浜通り地方の支援策として掲載しているが、それ以外にも補助率2分の1等の高い補助率で、全県を対象に小規模な太陽光や小水力、小型風力発電、バイオマス等、地域で行われる再生可能エネルギーを支援している。東京の大手に実施させるだけではなく、地元主導型の再生可能エネルギーを応援していきたい。

古市三久委員

今ほどの件については、東京電力（株）が実施してほしいと言っているのか。それとも、地元で太陽光発電した再生可能エネルギーを東京に売った方がわかりやすいので、県が主体的に費用を出して、原発の不利用送電線を使わせてほしいと言っているのか。

エネルギー課長

電力会社からは依頼されていない。東北電力（株）の送電線の容量は厳しいが、東京電力（株）の送電線は余裕があって需要も大きい。また、接続に係る制約も東北電力（株）より緩やかで、今後、避難地域で再生可能エネルギーの導入を進めるに当たっては、東京電力（株）の送電線に接続した方が導入しやすいので進めている。

古市三久委員

東京電力（株）に売って、電力小売の自由化で、同社では、中部電力（株）等に回すのか。

エネルギー課長

東京電力（株）の送電線を使用することになるが、どこに売電するかは小売事業者の判断になる。福島で発電した電気を地元で消費を希望する小売事業者も出てくると思うので、今後その取り組み等を研究したい。

古市三久委員

昨日、宮川副委員長から質問があった携帯電話の不通話地域の解消について、市町村が費用を出して県も負担すると思うが、今残ってるところは、県内では1%に満たないと思う。そこは人口が非常に少ないので、その意味で、地方創生に逆行する状況になっている。山を持っている市町村が実施しないとだめでは進まないと思う。地方創生で、山に人を呼び込もうと言っているが、光ケーブルがなければ人は来ない。受益者負担が多くても困るが、自治体のイントラネットの光ケーブルやデジタル放送の難視聴地域にアンテナを建てたように、さまざまな手法を考えて、国や県が費用を出さなければ前に進まないと思う。地方創生などさまざま言っているが、過疎地に住んでいる人は非常に不利益をこうむっている。国が勝手にデジタル放送を実施し、東京に住んでいる人はアンテナを建てずに済んでいるが、中山間地等の電波の届かないところでは自分でアンテナを建てており、非常に不利益をこうむっている。手法は別にしても、県が震災の教訓を得て、風穴をあけ、独自に携帯電話が100%通話できるようにしなければいつまでも進まないのでは、しっかりとやってほしいが、どうか。

部参事兼情報政策課長

携帯電話の不通話地域の解消については、昨日も国の補助事業で対応していると説明したが、国でも不通話地域を解消すべく3分の2を負担し、残りを市町村と事業者が負担しているので、現在の補助事業の仕組みでは、どうしても市町村が事業主体とならざるを得ない。今後、残っている山間地域は、人が少ないところであるため、市町村も手を出せない状況もある。県内でも若干ではあるが、進まないところがあるので、今後、国等とどのようにしてそれらの地域で整備を進めるのか協議し、さまざまな方策を検討していきたい。

古市三久委員

JR只見線は事業者負担があるので進まない。採算上、民間会社が僻地に鉄道を敷くことはあり得ない。税金を取っているのに、採算が合わないものは公的機関がやるしかない。中山間地域は競争力がないので、役場や県が費用を出して、競争力を高めている。本県の観光は、原子力災害で競争力がなくなったので、競争力を高めるために多くの税金を使っている。

そういったことをしっかりと実施しないと、携帯電話が通じず、光ケーブルが来なくて、インターネットもできない中山間地域には、幾ら地方創生といっても人は来ない。島根県や鳥取県では努力して地方創生でたくさん人を呼び込んでいる。競争力を高めていくために税金を投入してほしいが、どうか。

部参事兼情報政策課長

施設整備の補助金はあるが、整備後は事業者が運用管理するので、採算がとれないところは業者も手を出しづらい。県では、携帯電話三社に足を運んで、不通話地区の解消を少しでも進めるように毎年依頼している。今後とも国とも連携しながら、不通話地域の解消を事業者に働きかけていきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、省庁の移転について、文化庁は京都府に行き、復興庁が県内に来るかどうかが新聞に掲載されていた。本県復

興のために、省庁移転を積極的に働きかけるべきだと思うが、どうか。

企画調整課長

政府関係機関の地方移転については、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略で、東京の一極集中を是正するため、東京圏以外の都道府県が手を挙げることになっている。県でも、4機関8部門に名乗りを上げ、昨年末に国の対応方針が定まり、イノベーション・コースト構想にかかるロボットテストフィールドや国際産学間連携拠点、情報発信拠点が、引き続き検討するとされている。

なお、それに加えて、復興庁の話もあるが、先週閣議決定された復興・創生期間における復興の基本方針によって、宮城県や岩手県も含めた被災地3県の今後5年間の方針が定められ、その中でも、本県は当然5年間で復興は終わらず、長期にわたることに鑑みて、国で引き続き積極的に支援していくことが明記されたので、その議論の動向を注視しながら、県として対応したい。

古市三久委員

本県は、原発廃炉の問題があるので、国が前面に出ていると報道されているが、実際は、東京電力（株）がやっている状況だと思う。廃炉には何十年もかかるので、復興と廃炉を一生懸命やることを見せるためにも、国が廃炉関係の省庁をつくり、除染等を含めて原子力災害関係を一つのところで行える経済産業省の出先機関等を、本県に持ってくることは非常に重要である。国では、本県の復興のためにできることを考えていると思うが、本県に持ってくることを含め、具体的なことをしっかりとやるよう、国に求めてほしいが、どうか。

企画調整課長

廃炉作業は、本県にとって非常に重要な命題であって、30～40年続いていく一方で、イノベーション・コースト構想でも廃炉を一つの産業と捉え、さまざまな拠点を整備するとされている。具体的に、楡葉町には、モックアップ施設が整備されており、富岡町には今後、廃炉国際共同研究センターが整備される。また、大熊町でも放射性物質分析・研究施設が整備されるが、これらの施設は、国の機関であるJAEAが中に入って積極的に進めていくことになっている。

また、整備を予定している国際産学官共同研究施設についても、さまざまな国の機関に来てもらい研究や技術開発をしてもらおう予定なので、県としても対応していきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、ADRについて、現在までの取扱件数と解決件数は何件程度になるのか。

原子力損害対策課長

ADRの申し立て件数は、平成28年2月時点で1万9,211件で、そのうち和解成立件数は1万3,739件である。

古市三久委員

申し立て件数が約1万9,000件で、解決した件数が約1万3,000件と理解してよいか。

原子力損害対策課長

そのとおりである。

古市三久委員

マスコミの報道によれば、申し立て件数は、約1万9,000件で、和解して解決した件数は約1万6,500件となっている。8割程度は解決して約2割が解決していないことになるが、東京電力(株)は和解仲介案の尊重と最後の1人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細かな賠償の徹底を実施すると言っている。実際は、2割程度の人がADRで解決せず裁判に訴えてるが、裁判に至った件数は何件程度になるのか。

原子力損害対策課長

裁判については、国民の訴訟なので、正確な数字は把握していない。

古市三久委員

約1万2,000人が裁判で訴えているらしいが、ADRでは80%が解決したので機能しているとも言えるし、2割が解決していないので機能していないとも言える。最も大きな問題は浪江町の問題であるが、県を挙げて東京電力(株)が示している三つの誓いを守らせないと、2割以上は解決されないままになる可能性がある。被災者に対して明確な方針を示して、安心できるようにしないと、県としての役割はないと思う。迅速かつ短期間で方針をつくり実行する必要があると思うが、どうか。

原子力損害対策課長

ADRの和解仲介については、委員から質問があったとおり、個別事情による損害の円滑な賠償は極めて重要であるので、原子力損害対策協議会として、東京電力(株)に原発事故の原因者として自覚を持って受け入れるよう繰り返し要求してきたほか、県としても、弁護士による法律相談等を実施して、被害者の賠償を支援していく。

古市三久委員

難しい問題なのでここでは決められないと思うが、被災県民がなるべく早く安心できるように、しっかりとやってほしい。

次に、いわき市を初め福島市や郡山市など、避難者を受け入れている自治体では、さまざまな問題が発生しているが、避難先の市町村が苦情や意見を言う窓口がない。例えば、いわき浪江線の交通の問題について問い合わせると、土木部が所管等の話になるが、そうではなく、原子力災害に伴っていわき市民は、介護等も含めて道路や医療で大変な不利益をこうむっているのが、県で話を聞くセッションをつくらなければまずいと思う。拡大解釈して避難地域復興局に言えばよいのか。私も地元で区長になったので、堀り上げをしたが、大変なごみが捨てられていて、道路には漫画や食べかすが捨てられていた。

12万円の賠償金をもらってから数年がたつが、いわき浪江線の周辺住民はこれから田植えの季節を迎えるのに、車がたくさん走っていて横断できないなど依然として被害を受けている。金目と発言して問題になった大臣もいたが、最後は金で解決するしかないと思う。いわき市や郡山市、福島市等で不利益をこうむっている人たちは精神的損害を受けているので、賠償すべきである。国や東京電力(株)に具体的に求めるべきであると思うが、どうか。

原子力損害対策課長

個別事情による損害賠償については、賠償指針にはなく、各個人で事情が異なるため、県として一律にこのようにすべきとは言えないが、弁護士による相談やADRの事例を示す等により被害者の相談に応じている。原子力損害対策協議会としても、引き続き東京電力(株)に対して、損害の範囲を幅広く捉えて、個別事情による損害についてもしっかりと賠償するよう求めていきたい。

古市三久委員

自治体ごとに実施できないのかと聞いている。いわき市の問題をしっかりと聞いて、精神的損害を追加要求する等の問題である。各個人がADRにかければ、相当因果関係の立証等になって大変である。いわき市や福島市、郡山市などでは損害をこうむっていて、12万円では足りないので、さらに精神的損害賠償を出すように県が要求すべきであるが、どうか。

原子力損害対策担当理事

避難指示区域外における精神的損害賠償については、県内の各地域で、さまざまな被害を受けてきた状況を勘案し、原発事故による被害は本来各個人によって異なるが、各個人で東京電力（株）と交渉しているのは労力や時間がかかるので、簡易な取り組みとして、原子力賠償紛争審査会で県内の実態を見て賠償のあり方を議論し、一定の指針が示された中で、これまで支払われてきた。審査会には引き続き県内の状況を申し述べ、実態を見てもらうが、今後、区域外の賠償を一律、一定に増額することは非常にハードルが高く難しいので、これまでの賠償で納得ができない方に対しては、個別の状況を弁護士等に相談する等をアドバイスし支援していきたい。

古市三久委員

指針ができたのはしばらく前で、国等ではいわき市のその後の状況等を理解できていないと思う。何が問題になっているのか、県は改めて調査すべきであるが、どうか。

原子力損害対策担当理事

指針を定めている原子力賠償紛争審査会には、毎年1～2回県内の状況を実際に見てもらっており、昨年度は主に浜通り地方の北部を回ったが、県としては審査会にさまざまな状況を伝え、見てもらいながら、実態に合った賠償制度を検討してほしいと考えている。

古市三久委員

さまざまな状況があるので、一律に賠償することは難しいと言っているが、皆黙っているだけである。一人一人では、病院が混んでいた等の被害を受けている。具体的に調査して、原子力賠償紛争審査会に上げて、議論してもらうべきである。5年が経過して、だんだんと少なくなる可能性もあるが、県がしっかりとやらなければだめである。これ以上は言わないが、地域の実情を調査して、原子力賠償紛争審査会に上げてほしい。

次に、いわき市では避難地域の復興のため市内の道路は大変混雑し、私のところでも、電柱にぶつけて倒していった人もいた。道路は簡単につくることはできず、さまざまなソフト的な対策を実施しているが、どこに行っても解決しない。東京電力（株）は国から出資を受けている半官半民の会社なので、同社や国に、原発災害の復興に関する一大宿舎を双葉郡に整備させ、原発や廃炉関係の従業員をそこにに入れて通わせる等しなければ解決しないと思うが、どうか。

避難地域復興局長

確かに震災以降、いわき市には大量の避難者が居住し、当部としてさまざまな要望を受けながら、すぐに効果が出ない部分もあるが、いわき共立病院建てかえの財源の確保等をした。今年度は、鮫川村のパークゴルフ場の関連施設や青果市場の整備等の要望に対して、できるだけ避難者と市民にあつれきが生じないように交流の場をつくること等を進めている。震災直後にたくさん問題が一遍に噴出して、いわき市民には大変な不便や迷惑をかけていると感じており、復興公営住宅の建設を進める中で、双葉郡の各町村といわき市が協議する個別協議会において、さまざまな要望を受け、古市委員から指摘があったとおり、市民の不便等をしっかりと聞いて対応を考えていく必要があると改めて認識した。

すぐに解決できない問題もあるが、引き続き郡山市や福島市においても、復興公営住宅をつくる過程で周辺環境の整備等の要望を受けながら整備を進めていく。特にいわき市においては避難者が集中していると認識しているので、改めて、いわき市と相談しながら、早期にできる対策、あるいは、将来的に市民のためになる対策を分析し対応していきたい。

古市三久委員

局長から答弁があった話は当然の話で、改めて認識したと言っていること自体も問題だと思っている。いわき浪江線の周辺住民が受けている被害はどこで解決するのか。自宅前の道路では、以前は朝5時ころは車は通っていなかったが、今はいわき浪江線に行くために非常に混雑していて、ごみも捨てられ、四倉インターチェンジ周辺も朝は混雑している。これらの個別的問題は山ほどあって、市民や県民はどこに相談すればよいのかと質問すると、たらい回しになる。避難地域復興局にこれらの問題を一元的に扱う窓口をつくって、各部に割り振って実施する必要があるのではないか。

避難地域復興局長

改めて認識したと発言した部分は修正したい。平成24年度は企画調整部の政策監として、いわき市の調整窓口をしていたのでその際も認識していたが、震災及び原子力災害の発災以来、いわき市からさまざまな要望を上げてもらい、取り組みをした中で、市民が困っていることに関する要望が少しずつ減ってきた状況もある。いわき市やいわき地方振興局と一緒に、しっかりと声を拾い対応したい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、地方創生について、部長の説明要旨に、国の交付金等を活用しながら取り組むとの記載があるが、これは地方創生の新しい交付金なのか。

復興・総合計画課長

新型交付金と言われているが、新年度に2分の1の補助を制度化し、地方創生のための交付金を活用して事業を進めていく。

古市三久委員

この交付金は、県が申請して交付されるのか、それとも一定額が交付されるのか。

復興・総合計画課長

国が交付金の要件や各県の事業数を定めている。申請して、国の事務局及び有識者の審査を経て、該当すれば支給される。

古市三久委員

この交付金では、市町村も県に申請を上げ、県でまとめて国に要求するのか。また、具体的にどのようなことに使用できるのか。

復興・総合計画課長

市町村の相談窓口は県が実施しているが、申請書類は県を経由してそのまま国に出すことになっており、県と同様に、全事業が国の事務局及び有識者の審査を経て、国の総合戦略に資するものが交付対象として決定される。県では、国の総

合戦略の柱立てに沿って県の総合戦略を策定しており、仕事づくりや観光による人の流れ等は先駆的な取り組みであるかが審査されるので、その要件に合致する事業の構築に努めている。

古市三久委員

先駆的であるかが問題であるが、地方創生の政策の一つに、外国企業の地方に対する対内直接投資の促進がある。これについて県はどのように考えているか。

復興・総合計画課長

本県も、外国企業の誘致に取り組んでおり、商工労働部で予算化している。

古市三久委員

来年度予算に計上して、商工労働部で外国企業を呼び込むための宣伝や説明会を実施するのか。

復興・総合計画課長

今年度から取り組んでいるので、継続的に取り組んでいくものとする。

古市三久委員

これによって、県内に外国企業は来たのか。

復興・総合計画課長

本県においては、商工労働部で、例えば再生可能エネルギーや医療等の新産業分野に的を絞って、具体的には平成28年度になってからになると思うが、27年度の補正予算から取り組んでおり、引き続き継続的に取り組んでいくこととしている。ドイツだったと思うが、2社程度が誘致されたと聞いている。

山田平四郎委員長

企画調整部の答弁には限度があるので、詳細は商工労働部に尋ねてほしい。

古市三久委員

次に、30年間で約2,500億円の福島特定原子力施設地域振興交付金があるが、具体的に何に使われるのか。

エネルギー課長

昨日も説明したが、当交付金は電源立地交付金に由来があり、国との調整で、電源立地地域の振興に資する事業に使われる。

古市三久委員

膨大な金額であるが、県のみではなく、各地域でも使用できるのか。

エネルギー課長

市町村事業に充当するものと、県として県有施設等に使うものがある。市町村事業については、市町村から、主にハード事業の要望を受け、県で交付を決定する。また、県事業としては、浜児童相談所の整備等に充てることとしている。

古市三久委員

この2,500億円の中から中間貯蔵施設の地域振興として17億円掛ける30年で510億円が出されるのか。

企画調整部長

これはもともと電源交付金由来のものを衣がえしたものである。県の歳入はもともと67億円であったが、中間貯蔵施設の議論があった際、地域振興策として復興庁から1,000億円、環境省から県と大熊、双葉2町分を合わせて1,500億円、県分の電源交付金17億円の30年分で510億円、合計約3,010億円が交付されることになった。地域振興に資するため、極めて自由度の高い交付金とされており、できるだけ地元がやりたいことに資するように構成されている。

電源交付金は非常に手続きがかかるが、自由度の高いものであったので、地域振興に資する形で使っている。中間貯蔵施設の影響によるものではなく、もともと電源交付金として広く使われていたものなので、17億円もそのように使用している。

橋本徹委員

私も避難者の1人であるが、受け入れ先、避難先には感謝も含め、不便、迷惑をかけて申しわけないと思っている。古市委員から話のあった電柱が倒された件については、避難者や作業員の流入により交通量が多くなったことが原因と考える。

質問に入るが、震災後1～2年の間話題に挙がっていた二重の住民票の取り扱いについて、改めて県の考えを聞く。

生活拠点課長

二重の住民票については、県では、総務部市町村行政課が担当しているので、詳細は把握しかねる。

高橋秀樹委員

先ほど古市委員が述べたとおり、震災直後は道路の渋滞や病院、地域のごみ等は、お互いさまでやってきたが、5年が経過してきた中で、被災者を受け入れている福島市においても、受け入れてきた自治体の住民と避難住民との間でさまざまな見えないあつれきが出てきている。自宅近くの114号は、浪江町に向かう道路なので、朝夕のラッシュが物すごく、震災後変わってきた。その意味で、先ほどの答弁は理解はするが十分ではない。いわき市だけではなく福島市や郡山市も状況は同じで、最終的には、県として見舞金等の賠償を求めることが現実的ではないか。

質問に入るが、先ほど古市委員から携帯電話の関係で質問があったが、人口密度が低い山の中では、事業者は事業をやらないのが現実である。そこから復興・創生に一歩踏み出した場合に、自治体における公衆無線LANのインフラが普及されていなければ、本県が復興し、東京オリンピック・パラリンピックを迎える中で、観光や防災への対応は絵そらごとになってしまう。

徳島県ではシリコンバレーと言われるぐらいしっかりと対応しており、福岡においても、3年間でフリーWi-Fiの調査をして、費用対効果が2.5倍程度上がっている。SNSで発信され、国内の私たちが知らないところに外国人が来ている現実もある。防災、観光を含めて、コーディネーター役である企画調整部では、情報通信を推進する中で、自治体の公衆無線LANをどのように進めていくのか。

部参事兼情報政策課長

県内では特に会津若松市等が、観光の関係で公衆無線LANを整備していると聞いている。ただ、あらゆる場所で誰に対しても無料で設置することはまだ難しいので、観光地等で整備が進められていると考える。県では、県民の利便性を図

る意味で、携帯電話三社の協力を得て、西庁舎と本庁舎の県民ホールで無線LANの環境を整えているが、市町村の状況は把握し切れていない。観光誘客等にとって重要なインフラであると考えているので、今後どのように普及を進めていくかは市町村と意見交換をしながら検討していきたい。

高橋秀樹委員

私が調べたところで、県内では14市町村が実施しているが、残念ながら福島市は実施していない。最低でも県の文化スポーツ施設は、今後実施していかなければならないが、市町村に任せて各自自治体で実施した場合、先ほどの携帯電話と同じ話になり、さらに違った会社の方式で入れることになる。県が共通プラットフォームをつくれば、各自自治体も観光や防災等の大きな範囲でそれに乗ることができると思う。

弘前城周辺では、決まった本数のジュースが売れば、事業者がほぼ無料で公衆無線LANを設置してくれるので、自動販売機を設置している例もある。古市委員が指摘したとおり、県が積極的に関与して、各自自治体を指導していかなければならないと思うが、来年度予算には、計上されていないのか。

部参事兼情報政策課長

来年度予算には盛り込んでいないが、観光や防災の面から取り組むべきものと考えているので、関係部署と連携しながら、今後の進め方について検討していきたい。

神山悦子委員

地方創生について、現在の政権の考え方に問題があると思うが、本会議で当会派の宮川えみ子議員が質問した際、知事からはトップランナーを目指すとの答弁があった。トップランナーを目指すとは、どのようなことか。

復興・総合計画課長

大震災があったので、本県はほかの地域に比べて一段と人口減少が厳しい状況にあるが、その状況に置かれているからこそ、先頭に立って地方創生に取り組む意味で、トップランナーを目指すと考えたと考える。

神山悦子委員

その範囲であれば問題はないが、安倍政権が進めようとしている地方創生のトップランナー方式では、民間委託や指定管理者制度等によって、頑張っコストを削減する方向の市町村に地方交付税を優遇すると言われている。コストカットの対象業務は、小中学校の学校給食や学校用務員事務、一般ごみ収集、体育館・プール・競技場・公園の管理等で、既に指定管理者や民間に委託しているところもあるが、競争させてコストカットしたところには交付金を交付し、実施しないところは順位を下げて交付金を削減するとしている。

地方創生では、本県の復興を目指して、被災者の一人一人の生活となりわい再建等をより一層進め、被災地も含めて福島で住み続けられる方向となればよいが、トップランナー方式によって住民サービスを後退させることはあってはならず、違った方向になってしまうのではないかと考えるが、どうか。

復興・総合計画課長

地方創生は当課が所管しているが、人口減少を抑制した中で、地域活性化を狙って実施している。その中で、トップランナーの言葉を使っているが、指定管理者制度やコストカット等の行政改革推進法のトップランナーは考えていない。

神山悦子委員

総務委員会でも審議していると思うが、これから地方創生が進み具体化する中で、知事が違っていることを期待し意見とする。

次に、原発避難者の復興公営住宅は、帰還困難区域と居住制限区域の避難者が対象になるのか。

生活拠点課長

長期避難者向け復興公営住宅の入居対象者は、主に帰還困難区域と居住制限区域の避難者としている。

神山悦子委員

檜葉町の住民は入居できるのか。

生活拠点課長

主に帰還困難区域と居住制限区域を入居対象としているので、檜葉町の住民は対象としていない。

神山悦子委員

最初のアナウンスによって、避難区域に指定された地域の住民は、希望すれば復興公営住宅に入れると思っていたが、入居対象は帰還困難区域と居住制限区域の避難者で誤解を受けていた。4,890戸を整備する計画をつくり法律もつくったと思うが、来年3月で打ち切る方針によって、仮設または民間借り上げ住宅から退去しなければならない人が出てくる。檜葉町は相当多いと思うが、該当しない人の住まいが今後どのように変わっていくのかはよく見ておく必要がある。住まいを確保するための支援が必要であれば、法律の改正も含め県営住宅にも入れるようにする等、柔軟に対応しなければ、行き場がなくなって路頭に迷わせることになる。その人たちを見捨ててはならず、次の課題として改めて強調しておく。

古市三久委員

先日、川内村に行った。川内村は早期に避難解除し、約6割の住民が戻ってきているが、震災後のほうが世帯数が多く、戻っている住民の多くは高齢者で、低い年金をよりどころに生活しているとのことであった。また、震災前は、長男が稼ぎに出て、親世帯が農作業をする生活で成り立っていたが、震災でそれがなくなって、世帯はばらばらになり、年寄りが故郷に帰りたいと言って戻ってきているが、生活は相当大変で、緊急雇用等で仕事をしているとのことであった。

震災以前の状態で生活ができていたのであればよいが、かなり違った環境の中で、生活を余儀なくされている。震災前後で環境が全く違って、もとに戻っていないので、毎月幾らかの賠償を支払う必要があるのではないか。エリアで区切られ、川内村は帰還したので終わりではなく、きめ細やかな賠償の徹底とも言っているのも、もとに戻っていない市町村には、もとの生活に戻るまで、しっかりと賠償等をすべきだと思うが、どうか。

原子力損害対策課長

個別事情による損害をどの程度賠償するかは難しいところではあるが、旧緊急時避難準備区域を抱える4市町村については、避難指示区域が解除されても帰還が進んでおらず、帰還したとしても生活に不便等があるため、来年度事業では、市町村の定める事業計画により、各市町村に一律5億円配付して住民の生活再建等に資する取り組みを支援していくこととしている。

古市三久委員

5億円の財源は復興交付金か。

原子力損害対策課長

企画10ページ、福島県早期帰還・生活再建支援等交付金事業で実施し、財源については、福島県原子力被害応急対策基金を充当する考えである。

古市三久委員

それはよいが、問題は賠償である。もとの生活に戻っていないので、何km先であっても賠償すべきと思うが、どうか。

原子力損害対策課長

損害がある限り賠償すべきであることは、国と東京電力（株）には繰り返し求めてきた。委員から指摘があった実態も踏まえ、市町村と連携しながら取り組みたい。

古市三久委員

市町村と連携するとしているが、川内村はもとに戻っていないので、賠償すべきであることを国等には言っているのか。どういった場所で言っているのか。

原子力損害対策課長

川内村や広野町では、帰還が進まずコミュニティーが喪失するとして、県や国に、その方たちへの支援を要望している。それを受けて、県では先ほど答弁した事業を実施することとしている。また、賠償についても、しっかり情報交換しながら進めていきたい。

古市三久委員

県の態度にも問題がある。川内村の生活が昔の状況に戻っていないとの認識は一致していると思う。5億円は個人に配るのではなく、何かの事業に使われると思うが、どのような仕組みになっているのか。

原子力損害対策課長

市町村が事業計画を定め、県に申請し、各地域の課題に応じて事業を行うこととしているため、住民に配るか、直接事業を行うかは市町村の判断に任されている。また、委員指摘のとおり、コミュニティーが戻っていないことへの賠償のほか、コミュニティーを回復するための施策等も町では必要と考えているので、それも含め取り組んでいきたい。

古市三久委員

例えば、5億円を500人で分ける等、個人にも配布できるのか。

原子力損害対策課長

個人に対して直接現金は給付できない。新聞等では、川内村で地域振興券を配ると報道されていたが、町村の課題に応じた取り組みをしてもらえればと考えている。

古市三久委員

個人に配るわけにはいかないのですが、事業をやって迂回して個人に行くのかわからないが、問題は賠償である。生活が戻っていないので、賠償して生活が組み立てられるようにしなければならない。これから何十年も5億円を配るわけにはい

かないと思う。自然豊かな川内村で、キノコや山菜等をとることができなくなったので、生活が組み立てられるように賠償金を支払うべきである。住民や村全体に対する賠償金をしっかりと要求して、個人に入るように県は求めていくべきである。川内村の生活は悲惨である。棄民政策などと言っている人もいるが、県がしっかりとやらないと最終的にはそうになってしまう。

これ以上答弁は求めないが、震災前の状態に戻っていないので、県民一人一人に対してしっかりと実施するよう要望する。

復興・総合計画課長

海外企業誘致の予算について、平成28年度当初予算に入っているのかと古市委員から質問があり、28年度当初予算に入っていると答弁したが、27年度の2月補正で商工労働部の予算に計上されていたので修正する。

橋本徹委員

先ほど質問した二重の住民票について、避難地域復興局に意見と要望をする。新聞等の報道で憲法上難しいとの見解があることは知っているが、二つの地域に制度的にかかわる補償を検討してほしい。避難先に生活拠点を置きながら避難元に通っている実態がある。例えば富岡町では、戻らないと回答した半数以上の人が、今後も町に関与していきたいと回答している。早ければ来年度には避難指示が解除され、ここ5～10年間で、避難先に住むか避難元に戻り生活するか選択を迫られるので、柔軟な考え方の一つとして二地域居住のようなものを市町村行政課と連携して検討してほしい。双葉郡は一気に限界集落化することを懸念しているので、柔軟に検討するよう要望する。

宮川政夫副委員長

フェルメール展について、個人的に楽しみにしているが、風評払拭を目的としているとのことなので、大勢の方が来場する展覧会にしてほしい。芸術活動向上費から支出されると思うが、事業金額、入場目標、収入見込み、財源の宝くじ収入の内容と毎年収入を期待できるかも含め、答弁願う。

地域政策課長

フェルメール展については、今年度から実行委員会を立ち上げ、そこに3,000万円を拠出して事業を実施している。実行委員会は、構成メンバーの出資金で運営されているが、県の来年度予算には計上していない。入館目標は7万8,000人で、現在、実行委員会で前売り券等の発売を行っている。質問にあった宝くじ関係の補助金はなく、県の負担金と実行委員会構成員の出資金で事業を実施している。